

岡崎西尾地域
循環型社会形成推進地域計画

岡崎市・西尾市・幸田町

令和2年11月作成
令和3年11月変更
令和4年12月変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	5
3	施策の内容	8
(1)	発生抑制、再使用の推進（岡崎市）	8
(2)	発生抑制、再使用の推進（西尾市）	12
(3)	発生抑制、再使用の推進（幸田町）	16
(4)	処理体制（岡崎市）	18
(5)	処理体制（西尾市）	20
(6)	処理体制（幸田町）	23
(7)	処理施設等の整備	25
(8)	施設整備に関する計画支援事業	25
(9)	その他の施策（岡崎市）	26
(10)	その他の施策（西尾市）	28
(11)	その他の施策（幸田町）	29
4	計画のフォローアップと事後評価	31
(1)	計画のフォローアップ	31
(2)	事業評価及び計画の見直し	31
	様式 1	32
	様式 2	34
	参考資料様式 2	35
	参考資料様式 8	36
	循環型社会形成推進地域計画 添付資料	37
	添付資料 対象地域図	37
	添付資料 トレンドグラフ	38
	添付資料 地域内の施設の状況と予定（位置図）	46
	添付資料 ハザードマップ	47
	添付資料 国土強靱化地域計画	53

岡崎西尾地域 循環型社会形成推進地域計画

岡崎市・西尾市・幸田町

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	岡崎市、西尾市、幸田町
面積	605.14km ² （令和2年4月1日現在）
人口	601,650人（令和2年4月1日現在）

表1 内訳

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
岡崎市	387.20	387,106
西尾市	161.22	172,114
幸田町	56.72	42,430

出典) 面積：国土地理院 令和2年全国都道府県市区町村別面積調
人口：令和2年4月1日現在（外国人含む）

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

岡崎西尾地域は、愛知県のほぼ中央部に位置し、名古屋大都市圏の東部圏域を形成しており、自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきた地域である。

三河高原に連なる丘陵地、矢作川と乙川流域に広がる平野部、額田・幡豆地域の広大な森林、さらに三河湾国定公園が存在する美しい自然環境に恵まれており、なすや花き、茶、カーネーション、ぶどう・筆柿等の果樹やいちご、ウナギ養殖など、農業・漁業も盛んで、酪農・養豚・養鶏等の畜産業も行われている。

岡崎市は、ごみをめぐる環境が大きく変化する中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環型社会を構築するため、「ごみの発生抑制の促進」「資源循環利用の促進」「適正な処理・処分の推進」の3点を基本的な方針として、ごみ処理に取り組んでいる。

西尾市は、「限りある資源やエネルギーを有効活用する」「市民、事業者及び市が連携・協働して発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを推進する」「積極的な地域環境の保全やごみ減量の実践に努める」ことを掲げ「安心して暮らせる循環型まちづくり・人づくり」の実現を目指して取り組んでいる。

幸田町は、「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」を基本理念に、発生抑制・資源化

促進に向けた一人一人の意識向上を図り、より一層のごみの減量化・資源化に取り組んでいる。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

愛知県は、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～平成29年度）」、令和3年11月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、岡崎市、西尾市及び幸田町は「岡崎西尾ブロック」に位置付けている。

岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町は、岡崎西尾ブロックの協議会を定期的に開催しており、ごみ処理の広域化・施設の集約化を進めている。

平成23年度には、岡崎市が新たな岡崎市中央クリーンセンターを整備し、岡崎市八帖クリーンセンター2号炉と岡崎市中央クリーンセンター旧ごみ焼却施設の統合を行い、岡崎市及び幸田町のごみ処理を行っている。

また、更なるごみ処理施設の集約化を目指し、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉と西尾市クリーンセンターごみ焼却施設を統合すべく、新しい広域ごみ処理施設の整備を進めているところである。平成30年度から令和元年度にかけて用地選定を行い、西尾市クリーンセンターの敷地内に、西尾市が主体となって新しい広域ごみ処理施設の整備を行うことが決定している。

このことから、令和2年6月に西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって岡崎市及び幸田町と連携を図り、必要な事項の検討・調整を進めている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

岡崎市は、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化するよう各種啓発資料で啓発・情報提供を行うとともに、小学校や地域と連携した環境学習を行う。

令和5年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。また、令和6年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収及び再商品化を実施するため、令和5年度に再商品化事業者を選定し、再商品化計画を策定する。なお、分別基準は再商品化事業者と協議の上決定する。指定ごみ袋制は継続し、プラスチック製容器包装をプラスチックの分別区分に変更する。

西尾市は、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチックごみを削減するような活動の普及促進に努めるとともに、小学校や地域と連携した環境学習を行う。

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、梱包圧縮後に指定法人に引渡している。その他プラスチック使用製品廃棄物は当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後はコスト等の情報収集を行い、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

幸田町は、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチックごみを削減するような活動の普及促進に努めるとともに、小学校や地域と連携した環境学習を行う。

令和5年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収及び再商品化を容リ協ルートで実施する。分別区分は、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック製容器包装を同じその他プラスチックとして白色ネット袋で収集することで分別収集を実施する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1-1のとおりである。

なお、岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターでは、ごみ処理に伴い発生する熱エネルギーを電力に変換し場内利用しており、余剰電力は売電を行っている。また、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターでは温水の場内利用を行っている。さらに、西尾市クリーンセンターでは、隣接する余熱利用施設に温水供給も行っている。

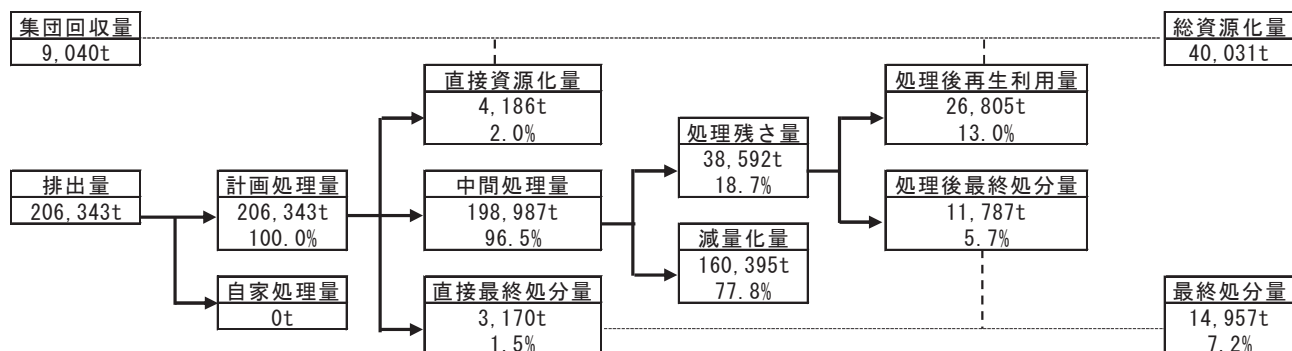
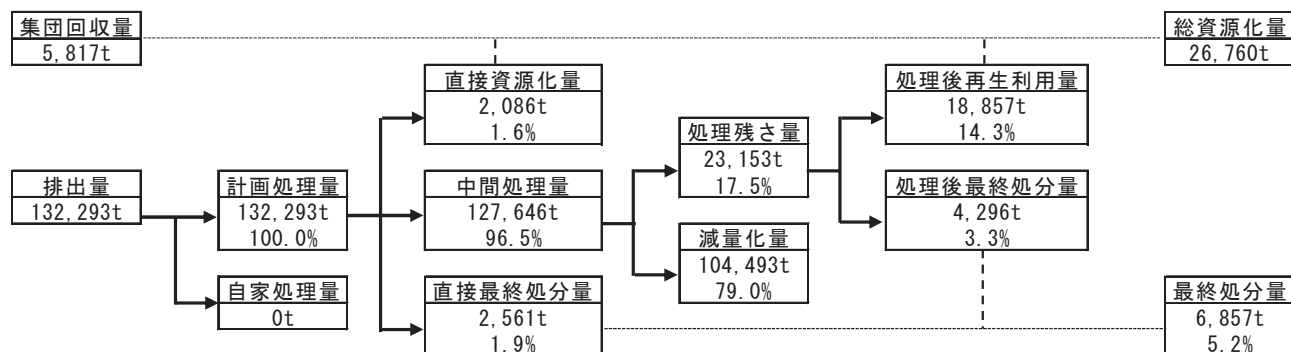


図1-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

(参考)

(令和元年度)

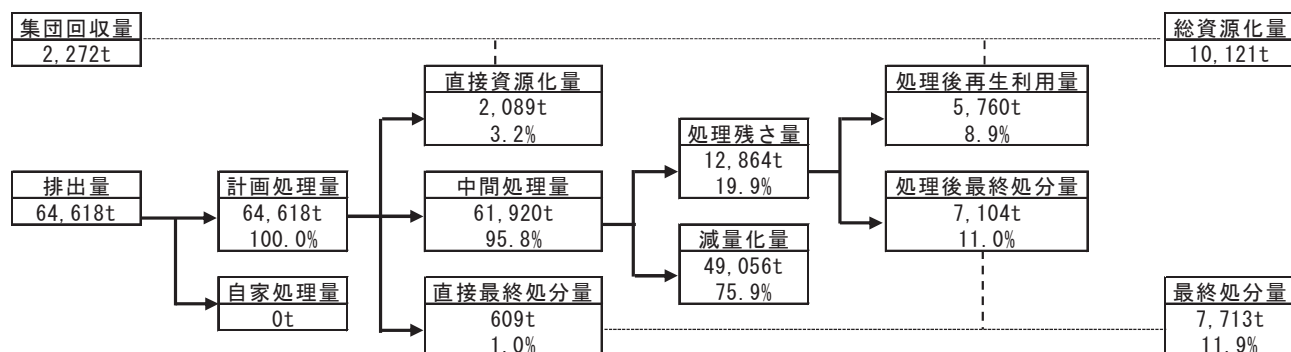
【令和元年度岡崎市】



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 1-2 一般廃棄物の処理状況フロー（岡崎市）

(令和元年度)



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 1-3 一般廃棄物の処理状況フロー（西尾市）

(令和元年度)

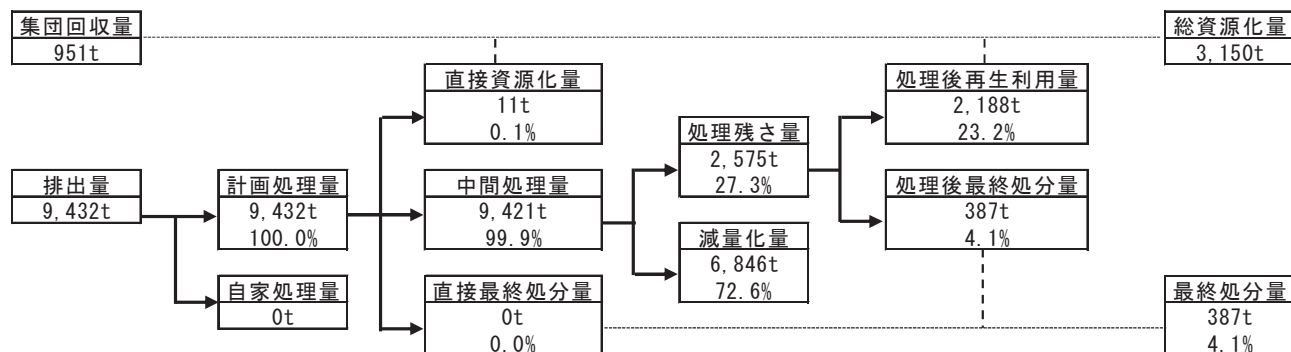


図 1-4 一般廃棄物の処理状況フロー（幸田町）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり対象地域全域の目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合※ ¹ ） （令和元年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和8年度）
排出量	事業系総排出量	63,071 トン	47,822 トン (-24.2%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.85 トン/事業所	1.84 トン/事業所 (-35.4%)
	生活系総排出量	143,272 トン	145,247 トン (1.4%)
	1人当たりの排出量※ ³	217 kg/人	212 kg/人 (-2.3%)
	合計事業系生活系排出量合計	206,343 トン	193,069 トン (-6.4%)
再生利用量	直接資源化量	4,186 トン (2.0%)	4,788 トン (2.5%)
	総資源化量	40,031 トン (18.6%)	44,305 トン (22.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 （年間の発電電力量及び熱利用量）	49,141 MWh 169,455 GJ	43,067 MWh 169,021 GJ
	最終処分量	埋立最終処分量	14,957 トン (7.2%) 12,865 トン (6.7%)

事業所数：22,066事業所（平成28年経済センサスー活動調査より）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合（令和8年度の集団回収量：6,194トン、総排出量199,263トン）

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{(\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たりの排出量}) = \{(\text{生活系ごみの総排出量}) - (\text{生活系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{人口})$
（用語の定義）

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

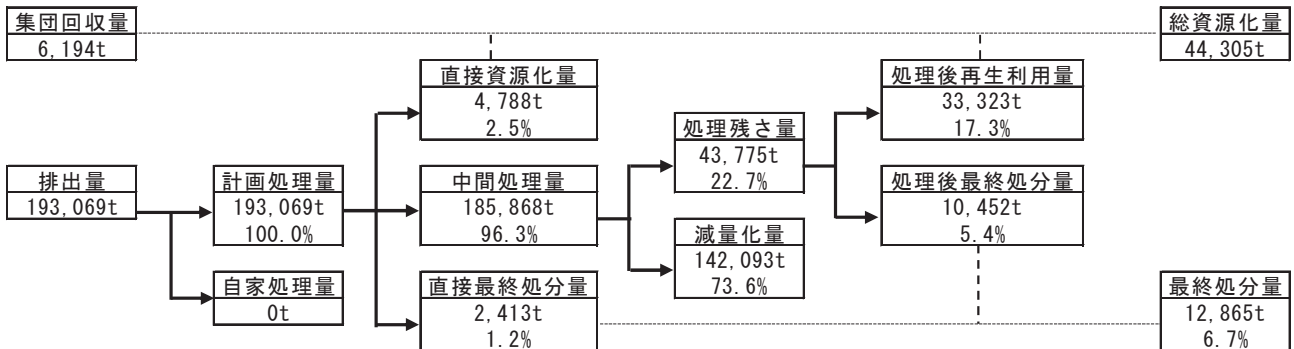
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

表 2 - 1 補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目標 (割合※ ¹) (令和 8 年度)	
岡崎市	排出量	事業系総排出量	42,645 トン	27,236 トン (-36.1%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	3.06 トン/事業所	1.45 トン/事業所 (-52.6%)
		生活系総排出量	89,648 トン	92,734 トン (3.4%)
		1人当たりの排出量※ ³	212 kg/人	209 kg/人 (-1.4%)
		合計事業系生活系排出量合計	132,293 トン	119,970 トン (-9.3%)
	再生利用量	直接資源化量	2,086 トン (1.6%)	2,810 トン (2.3%)
	総資源化量	26,760 トン (19.4%)	31,642 トン (25.6%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	35,182 MWh 134,791 GJ	27,583 MWh 114,209 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	6,857 トン (5.2%)	5,009 トン (4.2%)	
事業所数：13,929事業所（平成28年経済センサス活動調査より） 令和8年度の集団回収量：3,459トン、総排出量123,429トン				
西尾市	排出量	事業系総排出量	18,489 トン	18,289 トン (-1.1%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	2.66 トン/事業所	2.63 トン/事業所 (-1.1%)
		生活系総排出量	46,129 トン	44,723 トン (-3.0%)
		1人当たりの排出量※ ³	243 kg/人	239 kg/人 (-1.6%)
		合計事業系生活系排出量合計	64,618 トン	63,012 トン (-2.5%)
	再生利用量	直接資源化量	2,089 トン (3.2%)	1,968 トン (3.1%)
	総資源化量	10,121 トン (15.1%)	9,324 トン (14.4%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	11,778 MWh 29,402 GJ	12,897 MWh 48,249 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	7,713 トン (11.9%)	7,446 トン (11.8%)	
事業所数：6,951事業所（平成28年経済センサス活動調査より） 令和8年度の集団回収量：1,827トン、総排出量64,839トン				
幸田町	排出量	事業系総排出量	1,937 トン	2,297 トン (18.6%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.56 トン/事業所	1.81 トン/事業所 (16.0%)
		生活系総排出量	7,495 トン	7,790 トン (3.9%)
		1人当たりの排出量※ ³	154 kg/人	140 kg/人 (-9.1%)
		合計事業系生活系排出量合計	9,432 トン	10,087 トン (6.9%)
	再生利用量	直接資源化量	11 トン (0.1%)	10 トン (0.1%)
	総資源化量	3,150 トン (30.3%)	3,339 トン (30.4%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	2,181 MWh 5,262 GJ	2,587 MWh 6,563 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	387 トン (4.1%)	410 トン (4.1%)	
事業所数：1,186事業所（平成28年経済センサス活動調査より） 令和8年度の集団回収量：908トン、総排出量10,995トン				

※1～3は表2-1に同じ



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2 - 1 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度）

(参考)

(令和8年度)

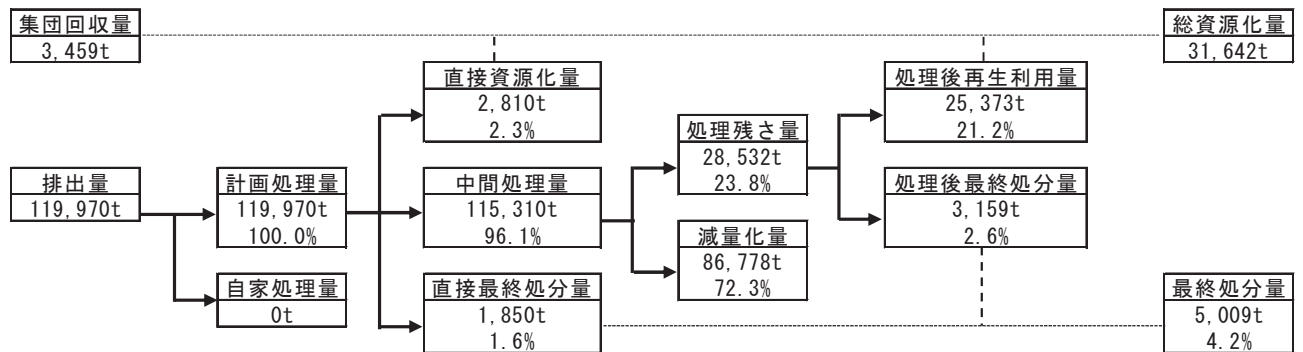


図 2 - 2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（岡崎市）

(令和8年度)

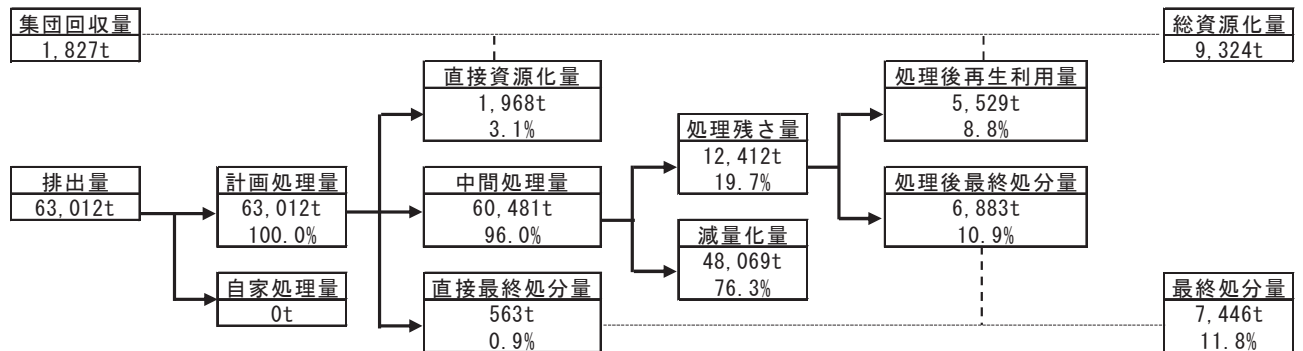


図 2 - 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（西尾市）

(令和8年度)

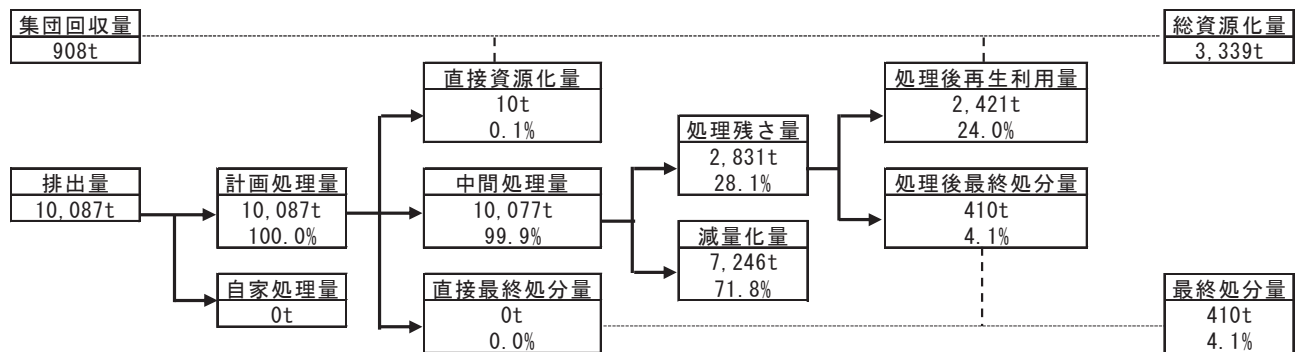


図 2 - 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（幸田町）

3 施策の内容

施策の内容は、ごみ処理の主体である市町毎に記載する。

(1) 発生抑制、再使用の推進（岡崎市）

ア 実施した施策の内容

岡崎市では廃棄物の発生抑制、再使用の推進にあたり具体的に以下のような施策を実施している。

今後も必要に応じて新たな施策を実施していく。

年度	施策の内容
平成10年度	ペットボトル拠点回収開始
平成11年度	新聞、雑誌拠点回収開始
平成12年度	ごみ袋透明化開始
平成13年度	粗大ごみ戸別収集開始
	3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集開始
	指定袋制開始
平成15年度	さわやか収集（高齢者、体が不自由な方への戸別収集）開始
	発火性危険ごみ収集開始
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始
平成19年度	稲熊町拠点回収所完成
平成20年度	レジ袋有料化（無料配布中止）制度開始
平成25年度	稲熊町拠点回収所で使用済小型家電を回収開始
平成27年度	稲熊町拠点回収所で廃食用油を回収開始
令和元年度	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の提供を開始
	拠点回収所での小型充電式電池、ボタン電池回収開始
	全ての拠点回収所での使用済小型家電回収開始

イ ごみ処理費用負担の検討（有料化の検討）

現在、生活系ごみは指定袋制を導入し、生活系ごみのうち粗大ごみについては有料戸別収集を実施しており、事業系ごみについては従量制による料金徴収をしている。

生活系ごみの直接搬入時における処理手数料はごみ排出量に応じて徴収しており、令和5年10月から処理手数料の料金体系を一定量無料型から排出量単純比例型に変更する。

処理手数料は施設維持、排出者ごとの排出量の違いによる負担の公平性確保のためにも、今後も引き続き適正な処理費用負担の在り方を検討する。

なお、将来的なごみ排出量、ごみ処理原価の推移など財政面の状況、他自治体の導入事例等を引き続き研究し、有料化の検討を進める。

ウ 環境教育、環境学習の推進・啓発

- ・市民、事業者への学習機会の提供

市民、事業者が正しく現状を学習し把握することが意識啓発において重要であり、子どもから大人までがごみ問題に興味を持ち、情報を得られるよう情報提供を行う。

- ・分かりやすい情報提供

分別資料、収集カレンダー等の更新、広報・回覧等による情報提供、ホームページ、

SNS、動画等ネット媒体による情報提供や情報提供の多言語化、スマートフォンアプリ（ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」）の活用により、ごみの排出等について分かりやすい情報提供に努め、分別徹底を通じて意識啓発を図る。

- ・市民参加による啓発

環境ひろば等のキャンペーンやイベントの開催、環境ポスター等の募集及び表彰等、市民が参加できるイベント等を通じて、ごみ問題への意識を高め、ごみの排出抑制等を推進する。

エ 発生抑制

市民、事業者に対して、発生抑制に関する周知啓発を図る。

- ・マイバッグ持参の推奨

レジ袋の削減への取り組みを広げるため、マイバッグを持参し、レジ袋及び過剰包装を断ることを、市民への啓発、小売店事業者との連携したポスター・チラシ等の掲示を通じて推奨する。

- ・使い捨て商品の削減

マイボトル・マイカップやリユース食器の活用促進、レンタルやシェアの活用促進、耐久性の高い商品の活用、長期使用の促進などを通じて、使い捨て容器の使用や過剰包装、利用頻度の低い商品の多用を控えることによるごみ排出量の削減を、市民への情報提供、啓発を通じて促進する。

- ・生ごみ自家減量の普及促進

家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進を図る。

- ・3キリ運動の推進

ごみの減量と安定的な処理を目的として、生ごみの水分を取り除く「水キリ」、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の「3キリ運動」を推進し、生ごみ、食品ロスの削減を行う。

- ・店頭回収等との連携

ペットボトル、白色トレイ、紙パック等の資源化可能な包装材の事業者による自主回収や、事業者が独自に行う古紙類の資源回収について、事業者と連携し、市民への情報提供を行い、資源物排出機会の増加に努める。

- ・拠点回収事業の拡充

既存の拠点回収所の回収品目・回収時間の見直しや、新規の拠点回収所の設置を検討する。また、新たな手法による行政回収方法を研究し、資源物排出機会の増加に努める。

- ・家電製品の資源化の促進

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）や資源の有効な利用の促進に関する法律の対象となる品目について、リサイクルシステムを活用した処理が行われるよう、引き続き広報等を活用して市民への啓発を推進する。また、常設回収ボックスに

よる回収及び国の認定事業者による宅配便を活用した回収を実施するとともに、小型家電からレアメタルを回収し、資源化する処理技術の活用についても、調査・研究を進める。

オ 再使用の推進

- ・再使用情報の提供
家庭で不要となったものの再使用に関する情報提供を通じて、リユースを促進する。
- ・フリーマーケット等の活用推奨
フリーマーケットや不用品交換の場の提供、情報提供を通じて、市民のリユース行動を推奨する。
- ・リサイクルショップとの連携
不要なものをゴミとせず、必要な人が購入することで長く使用することを目指し、リサイクルショップを紹介する等の発信に努め、市民による活用を促進する。
- ・再生品利用の促進
循環型・省資源型商品の積極的な購入を促進する。また、庁内でも再生品を積極的に利用し、市民に発信する。
- ・リデュース、リユース施策の調査研究
マイボトルを活用可能な事業者の情報や食品ロスの削減に向けた事業者によるリサイクル事業、フリーマーケット等を行う団体の情報、他都市における先進的なリデュース、リユースの取り組みについて調査、研究し、啓発や情報提供の内容を含め、より効果的な施策の検討、研究を進める。

カ 助成

- ・資源回収事業の推進
資源回収事業報償金制度の継続及び周知啓発により、町内会等による古紙類、古着、アルミ缶等の回収事業を推進し、資源回収量の増大とともに、市民自ら資源物を回収することによる意識向上を図る。
- ・生ごみ処理機等の購入費の補助
生ごみ処理機やコンポストの助成金制度を継続する。

キ 事業者への適正処理指導

- ・減量計画書の作成
多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、減量意識を高めることにより、更なるごみの発生抑制・資源化を推進する。
- ・事業系食品廃棄物の削減
飲食店や食品生産者等事業者が排出する食品廃棄物について、事業者自らによる資源化等の取り組みによって削減が進むよう、情報提供、啓発、指導に努める。
- ・事業系ごみの分別徹底

古紙類の資源化の啓発や搬入規制指導、事業系ごみの搬入検査（展開検査）の実施を通じて、事業系ごみに含まれる資源物が事業者で適正に処理されるよう、広報啓発に努める。

(2) 発生抑制、再使用の推進（西尾市）

ア 実施した施策の内容

西尾市では廃棄物の発生抑制、再使用の推進にあたり具体的に以下のような施策を実施している。

今後も必要に応じて新たな施策を実施していく。

年度	施策の内容
平成11年度	古紙分別収集を市内全域に拡大
	ごみ指定袋制導入
平成12年度	新クリーンセンター本格稼働、ごみ指定袋制完全実施
	廃棄物の処理手数料引上げ
平成14年度	使用済乾電池・廃蛍光管の拠点回収実施
	環境基本条例制定
平成15年度	環境基本条例施行
	ごみ指定袋プラスチック製容器包装用45リットル追加、形状変更給食生ごみの収集委託開始（小学校10校、中学校4校、保育園16園）
	プラスチック製容器包装収集開始（3校区）
平成16年度	プラスチック製容器包装収集拡大（5校区）
平成17年度	にこやか収集開始
	プラスチック製容器包装収集拡大、市内全域実施完了
平成18年度	西尾幡豆クリーンセンター廃プラスチック減容処理施設稼働 事業系排出紙ごみの受け入れ制限開始
平成19年度	分別スクール「レスキュー530」事業開始
	なべ・かま等、スプレー缶分別収集開始（市内全域）
	常設資源ステーション開設（米津町蔵屋敷住宅跡地）
	にこやか収集事業の対象者拡大
平成20年度	古紙収集業務委託開始
	常設資源ステーション開設（西尾市役所内）
	市内8事業者・西尾市ごみ減量等推進協議会・西尾市の三者で「西尾市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋無料配布中止に関する協定」を締結
平成22年度	学校等ペットボトル回収事業中止
平成23年度	西尾市と幡豆郡3町合併
	常設資源ステーション開設（平坂町鳥取住宅跡地）
	粗大ごみ収集手数料引上げ
	使用済乾電池・廃蛍光管ストックヤード稼働
平成24年度	吉良地区資源物・不燃ごみ収集を月2回（平日）に変更
平成25年度	常設資源ステーションにて小型家電の分別収集を開始
平成26年度	一色地区・幡豆地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始
	常設資源ステーション開設（旧吉良町吉田不燃ステーション） 資源物の持ち去り行為を禁止するため、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正
平成27年度	一色地区、吉良地区、幡豆地区でスプレー缶の分別収集を開始 一色地区で布類の分別収集を開始
平成28年度	廃棄物の処理手数料引上げ
平成29年度	西尾地区の資源ステーションで小型家電の分別収集を開始
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信開始
平成30年度	資源・ごみの分け方を一部変更
	水銀体温計、水銀温度計の拠点回収を開始
	常設資源ステーション（市役所を除く）で廃食用油の拠点回収を開始

年度	施策の内容
令和元年度	資源・ごみの分け方を一部変更 (空き缶、空きびんの分別統一)
	一色地区での「乾電池」「蛍光管」の収集を拠点収集に統一
	資源物回収用のコンテナの色を統一
令和2年度	「雑がみ」の範囲を拡大(難再生古紙も含める)

※平成 22 年度までは合併前の旧西尾市の施策

イ ごみ処理費用負担の検討(有料化の検討)

現在、生活系ごみは指定袋制を導入し、直接搬入も従量制による料金徴収をしている。事業系ごみは許可業者への委託または直接搬入としており、従量制による料金徴収をしている。生活系ごみのうち粗大ごみについては、戸別有料収集を実施している。

令和5年10月に直接搬入手数料を改定し、広域ごみ処理施設の供用時期に合わせて直接搬入する生活系ごみ100kg以下無料の取扱いを廃止する。

それに加えて今後は、更なるごみの減量化・資源化を推進するため、一般廃棄物会計基準を導入して原価計算を行い、他市の動向も踏まえて生活系ごみ処理の有料化について検討を進める。

ウ 環境教育、環境学習の推進・啓発

市民、事業者及び市の各主体が、自主的かつ積極的に4Rの取り組みを推進していくよう、循環型社会づくりに向けた各種情報の提供、ごみについて学ぶ機会の充実を図る。

・環境学習の実施

小学校に出向いて行う分別スクール「レスキュー530」や生涯学習講座など、学校教育、地域活動、市民活動と連携し、各種講座、環境学習を実施する。

・ごみ減量活動団体との協働

ごみ減量活動団体の活動の方向を集約しサポートして、市民が中心となったごみ減量活動を協働で進める。

・施設見学会の実施

ごみ減量やリサイクル意識を高めるため、ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会を実施する。

・市民及び事業者への情報提供

市民及び事業者への広報・啓発活動として、ごみの分別資料(ごみの分け方・出し方ガイドブック)、収集カレンダー(ごみカレンダー)などを作成・配布していくほか、広報紙、回覧、ホームページ等を活用する。

・ごみ分別促進アプリの活用

スマートフォンやタブレット端末を用いた啓発ツールとして、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信を行う。

・多言語対応

多文化社会に対応するため、ごみの分別資料(ごみの分け方・出し方ガイドブック)、

収集カレンダー（ごみカレンダー）などについて複数の外国語版を作成する。

- ・イベントの開催・参加

ごみの減量とリサイクルの推進を通し市民への環境に対する理解を深めるため行政とボランティアグループと企業が一体となって運営する環境イベント（環境Wave 21）を開催・参加する。

- ・環境ポスター等の募集及び表彰

3R推進のため、小中学生に対しポスターの募集、表彰を行う。

また、小学生を対象にペットボトル、空き缶等を利用したリサイクル作品の募集、表彰を行う。

- ・スマートフォンの活用

スマートフォンやタブレット端末を用いた啓発ツールとして、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信を行う。

エ 発生抑制

資源化に対する市民の意識の向上を図り、発生抑制をさらに推進する。ごみ減量の意識をより高め、市民、事業者及び市が行うべき役割と行動を明確にし、効率的かつ効果的な取り組みを推進する。

- ・レジ袋・過剰包装の削減

マイバッグの持参、不要なレジ袋や紙袋、過剰包装等の辞退を呼びかけ、発生回避を図る。また、詰め替え商品の購入や使い捨て商品になるべく買わないことなどを呼びかけ、排出抑制を図る。

- ・食品ロスの削減

食材を捨てなくてすむ買い方や料理の工夫を市民に知らせ、食品ロスの発生抑制に努める。また、飲食業を営む事業者に、小サイズメニューの設定等、食べ残しが出にくいメニューの設定を依頼し、市民にもそのようなメニューの利用を推奨する。

- ・古紙類の再資源化の推進

古紙類の分別排出の徹底に向けた広報、啓発に努め、町内会等による古紙類、布類、アルミ缶等の回収事業を促進し、資源回収事業報奨金制度を推進する。

また、資源物回収拠点を設置し、市民の排出機会の増加に努める。

- ・生ごみの減量及びリサイクルの推進

家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生活様式に合わせた生ごみ減量の普及促進を図り、生ごみ処理機や生ごみ処理器（コンポスト）の助成金制度を推進する。

- ・事業者に対する指導

事業系ごみの資源化を推進するため、事業所から出る古紙類の市処理施設への搬入規制を継続し、古紙類の資源化を図る。

- ・剪定枝の資源化

剪定枝の資源化のため、クリーンセンター内ストックヤードにて分別保管を行い、民間事業者での資源化を図る。

オ 再使用の推進

- ・リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図る。
- ・クリーンセンターに排出される不用品で再使用できるものは、整備・調整して市民へ提供する。
- ・不用品などを使用したリサイクル作品講習会を行い、市民の再使用への意識向上を図る。

カ 助成

- ・資源回収実施団体への報奨金の支給
ごみ減量及び地域活動活性化のため、平成3年度より資源回収を実施する団体に報奨金を交付している。
- ・生ごみ処理機購入費の補助等
各家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機や生ごみ処理器（コンポスト）の購入に対する補助、ぼかしの無料配布を実施する。

キ ごみの分別

- ・西尾地区と旧三町地区とで収集形態が一部異なっており、より一層のごみの減量化、資源化となる形態に統一する。
- ・広報誌、ホームページ、ごみの分け方・出し方ガイドブックに加え、ごみ分別推進アプリ、AIチャットボット等を活用し、ごみ分別の周知や市民からの問い合わせに対応する。

(3) 発生抑制、再使用の推進（幸田町）

ア 実施した施策の内容

幸田町では廃棄物の発生抑制、再使用の推進にあたり具体的に以下のような施策を実施している。

今後も必要に応じて新たな施策を実施していく。

年度	施策の内容
昭和48年度	指定袋制の導入
平成3年度	生ごみ処理容器等設置補助制度開始 資源回収報奨制度開始
平成7年度	分別収集開始（平成10年度に全町で実施）
平成8年度	一般廃棄物処理手数料の改定（指定袋大20円/袋、小17円/袋）
平成13年度	プラスチック製容器包装の分別収集を開始（平成14年度に全町で実施）
平成17年度	一般廃棄物処理手数料の改定（指定袋大45円/袋、小30円/袋）
平成20年度	特小の指定ごみ袋を追加（20円/袋）
平成25年度	町内スーパーで使用済み食用油回収開始
平成26年度	分別収集品目を15品目から13品目に改定
平成30年度	分別収集における出し方を変更（ペットボトルのラベルをはがす）
令和元年度	一般廃棄物処理手数料の改定（指定袋大15円/袋、小10円/袋、特小5円/袋）

イ ごみ処理費用負担の経過

生活系可燃ごみについては、昭和48年（10円/袋）から指定袋を媒体とした従量制により手数料を徴収している。

平成9年度に大20円/袋、小17円/袋に手数料を改定し、平成17年度に一層の排出抑制のため、排出量に対する応分の負担ということで処理費用の約1/3を負担することを基本として料金改正を実施し大45円/袋、小30円/袋とし、平成20年度に特小20円/袋を導入した。

令和元年度には、町民のごみの分別や排出抑制に対する意識が定着したとの判断から大15円/袋、小10円/袋、特小5円/袋とした。

生活系ごみのうち粗大ごみについては、有料個別収集を実施している。

事業系ごみについては、町が岡崎市と締結する協議書の料金に1.1を乗じた額を徴収している。

ウ 環境教育、普及啓発

町民、事業者に対して、ごみの分別や減量化、再生利用、リサイクルの推進に関する普及啓発を継続する。

- ・ごみの減量化・資源化に関する環境学習会、出前授業等を開催する。
- ・町民及び事業者への広報・啓発活動として、ごみの分け方・出し方の冊子、収集カレンダーなどを作成・配布していくほか、広報紙、ホームページ等を活用した普及啓発を行う。

エ 発生抑制

家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器等による生ごみ自家減量の普

及促進を図る。

食品ロス対策として、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉団体や施設に寄付するフードドライブを実施しており、継続していく。

町内の商工会等と協力し、レジ袋削減対策として買い物かご、買い物袋の持参等を推進していく。

オ 助成

生ごみ処理容器等の購入者に対する補助金の交付を継続する。

カ 事業系廃棄物の減量化対策

年間100トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、口頭及び文書にて排出抑制を促し、その後の排出状況により事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成させ、計画を実行するよう推進していく。

(4) 処理体制（岡崎市）

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3-1のとおり。

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（空き缶、空きびん、生きびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光管、乾電池等）、発火性危険ごみ（ライター、スプレー缶等）に分別される。

可燃ごみ、可燃性粗大ごみについては、八帖クリーンセンターで焼却処理、もしくは岡崎市中央クリーンセンターでは熔融処理を行う。岡崎市中央クリーンセンターの熔融処理においては、熔融スラグを有効利用することで最終処分量の削減に取り組んでいる。

不燃ごみ、不燃性粗大ごみについては、岡崎市廃棄物再生利用施設で手選別したのち、金属類（鉄、アルミ等）、使用済小型家電を資源物として売却している。可燃残さは熔融処理、不燃残さは埋立処分をしている。

その他の資源物（空き缶、空きびん、生きびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）、及び有害ごみ、発火性危険ごみについては、回収後、中間処理をするなどし、資源化を図っている。

このほか、資源物として、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック）、古着等を集団回収・拠点回収により回収し資源化しており、また、稲熊町拠点回収所において、平成25年1月から使用済小型家電の回収、及び平成27年4月からは廃食用油の回収を行っている。

ごみ処理広域化の施設で焼却処理を実施する計画となっているため、広域化施設が稼働開始するまでは、既存の施設で処理を継続する。廃棄物再生利用施設についても現在のリサイクルプラザ、資源化施設で処理を継続する。

イ 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制の現状と今後

事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、排出者自身の直接搬入を認めているほか、平成9年度から事業系ごみの収集運搬業許可を導入し、平成10年度から許可業者による収集、運搬を開始している。

また、平成15年度から事業系ごみの増加を抑制するため、古紙類の搬入規制を実施している。

なお、剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を図る。

今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみの減量・分別・リサイクル等の事業者意識の啓発、資源回収業者の紹介・斡旋、事業系ごみの排出抑制・資源化を推進していく。

ウ 産業廃棄物（あわせ産廃）の処理体制の現状と今後

一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、処理の必要性を加味して、あわせ産廃として処理を検討する。

表 3-1-1 分別区分及び処理方法 (岡崎市)

分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却・溶融	岡崎市中央クリーンセンター	【ごみ処理灰】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【スラグ・メタル】 売却
		岡崎市八帖クリーンセンター	【主灰・飛灰】 岡崎市中央クリーンセンター(溶融)
不燃ごみ	選別	岡崎市廃棄物再生利用施設	【選別後可燃物】 岡崎市中央クリーンセンター(溶融) 【選別後不燃物】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却
		岡崎市廃棄物再生利用施設	【可燃残渣】 中央クリーンセンター(溶融) 【不燃残渣】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却
粗大ごみ	破砕・選別	岡崎市中央クリーンセンター・岡崎市廃棄物再生利用施設	【可燃残渣】 中央クリーンセンター(溶融) 【不燃残渣】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却
		岡崎市廃棄物再生利用施設	【可燃残渣】 中央クリーンセンター(溶融) 【不燃残渣】 岡崎市北部一般廃棄物最終処分場 【資源物】 売却
資源物	リサイクル	委託	—
	選別・破砕	岡崎市廃棄物再生利用施設(選別)	岡崎市廃棄物再生利用施設(破砕)
	リサイクル	委託	—
	選抜・圧縮	売却	—
	選別・破砕	岡崎市廃棄物再生利用施設	売却
	選別	選別	—
発火性危険ごみ	リサイクル	【スプレー缶】 岡崎市廃棄物再生利用施設	売却
	選別等	【ライター】 委託	岡崎市中央クリーンセンター(溶融)
有害ごみ	適正処理	委託	—
	リサイクル	売却	—
	リサイクル	委託	—
資源物	リサイクル	売却	—
	リサイクル	委託	—
集団回収	リサイクル	—	—
	リサイクル	—	—

今後(令和8年度)

現状(令和元年度)

(5) 処理体制（西尾市）

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3-2のとおり。

分別区分は、現状では西尾地区と旧三町地区（一色地区・吉良地区・幡豆地区）とで一部異なっている。

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、資源物（プラスチック製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、空き缶、空きびん、古紙類、その他金物、布類、廃食用油、小型家電、乾電池、蛍光管）、粗大ごみについては共通の分別区分である。

可燃ごみについては、西尾市クリーンセンター焼却施設で焼却処理を行い、焼却灰は西尾市平原地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区の各一般廃棄物最終処分場及びアセック（公益財団法人愛知臨海環境整備センター）に埋め立て処分をしている。

剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を行っている。

資源物のうちプラスチック製容器包装は、西尾市クリーンセンター廃プラスチック減容処理施設で、ペットボトルは、西尾市クリーンセンターリサイクル施設にて選別、圧縮を行い、容器包装リサイクル協会を通じて資源化している。その他の資源物は、委託資源化を行っている。乾電池及び蛍光管については収集、一時保管し、公益社団法人全国都市清掃会議の指定委託先へ運搬し、処理している。

粗大ごみは西尾市クリーンセンターリサイクル施設で破碎・選別を行い、可燃残さ及び不燃残さは焼却施設で処理、金属類は委託資源化を行っている。西尾地区の不燃ごみ及び旧三町地区のその他金属製品についても、同様に処理している。

旧三町地区の埋立ごみは、それぞれの地区の最終処分場（一色地区、吉良地区、幡豆地区）に埋め立て処分をしている。

このほか、資源物として、空き缶、空きびん、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみ）、布類を集団回収・拠点回収により回収し資源化している。

今後もこの処理体制を当面は継続しつつ、西尾地区と旧三町地区とで一部異なる収集形態を、市民の理解を得ながら統一を進めていく。

イ 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制の現状と今後

事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、排出者自身の直接搬入のほか、許可業者による収集、運搬が行われ生活系ごみと同様に処理を行っている。

剪定枝等については、焼却処理を行わず分別保管し、民間事業者での資源化を行っている。また、事業系ごみの増加を抑制するため、平成18年4月より古紙類の搬入規制を行っている。

今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しの検討を含め、ごみの減量・分別・リサイクルの啓発、事業系ごみの排出抑制・資源化を進める。

- ウ 産業廃棄物（あわせ産廃）の処理体制の現状と今後
産業廃棄物（あわせ産廃）の処理は行わない。

表3-2 分別区分及び処理方法（西尾市）

現状(令和5年度)			西尾市(一色地区、吉良地区、幡豆地区)			
分別区分	西尾市(西尾地区)		分別区分	西尾市(一色地区、吉良地区、幡豆地区)		
	処理方法	処理施設等		処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	【焼却灰】 アセック(公益財団 法人愛知臨海環境 整備センター) 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物 最終処分場	可燃ごみ	焼却	【焼却灰】 アセック(公益財団 法人愛知臨海環境 整備センター) 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物 最終処分場	
	不燃・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【資源物】 委託	不燃ごみ	不燃・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【資源物】 委託	
—	—	—	埋立ごみ	埋立	—	
—	—	—	その他金属製品	破砕・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託	
資源物	プラスチック製容器包装	委託	プラスチック製容器包装	選別、圧縮	西尾市 クリーンセンター (廃プラスチック 減容処理施設)	
				圧縮、梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	
	資源物	委託	リサイクル	ペットボトル	圧縮、梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)
				空き缶	リサイクル	委託
				空きびん	リサイクル	委託
				古紙類	リサイクル	委託
				白色トレイ	リサイクル	委託
				その他金物	リサイクル	委託
				布類	リサイクル	委託
				廃食用油	リサイクル	委託
小型家電	リサイクル	委託				
粗大ごみ	破砕・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託	粗大ごみ	破砕・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	
				リサイクル	委託	
集团回収	リサイクル	—	集团回収	リサイクル	委託	

今後(令和8年度)

今後(令和8年度)			西尾市(一色地区、吉良地区、幡豆地区)			
分別区分	西尾市(西尾地区)		分別区分	西尾市(一色地区、吉良地区、幡豆地区)		
	処理方法	処理施設等		処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	【焼却灰】 アセック(公益財団 法人愛知臨海環境 整備センター) 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物 最終処分場	可燃ごみ	焼却	【焼却灰】 アセック(公益財団 法人愛知臨海環境 整備センター) 【焼却灰】 西尾市一般廃棄物 最終処分場	
	不燃ごみ	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【資源物】 委託	不燃ごみ	破砕・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【資源物】 委託	
—	—	—	埋立ごみ	埋立	—	
—	—	—	その他金属製品	破砕・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託	
資源物	プラスチック製容器包装	委託	プラスチック製容器包装	選別、圧縮	西尾市 クリーンセンター (廃プラスチック 減容処理施設)	
				圧縮、梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	
	資源物	委託	リサイクル	ペットボトル	圧縮、梱包	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)
				空き缶	リサイクル	委託
				空きびん	リサイクル	委託
				古紙類	リサイクル	委託
				白色トレイ	リサイクル	委託
				その他金物	リサイクル	委託
				布類	リサイクル	委託
				廃食用油	リサイクル	委託
小型家電	リサイクル	委託				
粗大ごみ	破砕・選別	【可燃残渣】 西尾市 クリーンセンター (焼却施設) 【金属類】 委託	粗大ごみ	破砕・選別	西尾市 クリーンセンター (リサイクル施設)	
				リサイクル	委託	
集团回収	リサイクル	—	集团回収	リサイクル	委託	

(6) 処理体制（幸田町）

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3-3のとおり。

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類、ミックスペーパー、有害・危険物（乾電池、蛍光管、スプレー缶）粗大ごみに分別される。

可燃ごみ、可燃性粗大ごみについては、岡崎市中央クリーンセンターで溶融処理を行う。岡崎市中央クリーンセンターの溶融処理においては、溶融スラグを有効利用することで最終処分量の削減に取り組んでいる。

不燃ごみ、不燃性粗大ごみについては、手選別したのち、金属類（鉄、アルミ等）、使用済小型家電を資源物として売却している。可燃残さは溶融処理、不燃残さは埋立処分をしている。

可燃性粗大ごみのうち木製粗大ごみの一部と太い剪定枝は、令和2年度より民間業者に委託資源化しており、バイオマス発電所の熱源として利用されている。

資源物及び有害・危険物については、回収後、中間処理をするなどし、資源化を図っている。このほか、資源物として、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック）古着等を集団回収・拠点回収により回収し資源化しており、小型家電についても資源化を図るとともに、廃食用油の回収も行っている。

今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進する。

イ 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制の現状と今後

事業所から排出されるごみのうち一般廃棄物は、事業系ごみの収集運搬許可業者による収集、運搬を実施している。

今後も発生抑制、経済状況等の観点から処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみの減量・分別・リサイクル等の事業者意識の啓発、資源回収業者の紹介などにより事業系ごみの排出抑制・資源化を推進する。

ウ 産業廃棄物（あわせ産廃）の処理体制の現状と今後

産業廃棄物（あわせ産廃）の処理を行わない。

(7) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(4)～(6)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 広域処理施設	エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備 事業	約310t/日	西尾市吉良町 岡山大岩山65	R6 (R6, R8～R11)	西尾市国土 強靱化地域 計画

※令和6年度 施設を建設するにあたり支障となる中部電力鉄塔（特別高圧線）の移設に係る補償を行う予定
(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、処理の集約化による効率化、エネルギー回収

(8) 施設整備に関する計画支援事業

(7)の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る測量調査事業	測量調査	R3
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る施設整備基本計画策定事業及び環境影響評価事業	施設整備基本計画 環境影響評価	R3～R7
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る土壌調査事業	土壌調査	R4～R6
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る地質調査等事業	地質調査	R5
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に係る発注支援事業	発注支援	R5～R7

(9) その他の施策（岡崎市）

ア 新たな資源化の検討

・ 剪定枝の資源化の検討

剪定、除草作業から発生する木や草は、一度にまとめて排出されるごみであり、資源化に向け、先進事例や民間事業者の調査を行う等、有効利用方法を検討する。

・ ミックスペーパーの資源化の検討

可燃ごみ中には紙類が多く含まれており、現在資源物として回収している紙製容器包装に加えて、雑紙等も含めた資源化可能なミックスペーパーについて、資源化を検討する。

・ プラスチックの資源化の検討

今後は容器包装のみならずプラスチック製品の資源化が推奨されていくと想定されるため、引き続きプラスチック製容器包装の分別、資源化に取り組むとともに、新たなプラスチックの資源化動向についても調査、研究を進める。

・ 使用済紙おむつの資源化の検討

紙おむつの排出量は今後増加が想定され、ペレット燃料化等の処理技術開発が進められているため、先進事例や民間事業者の調査を行う等、衛生的で効果的な有効利用方法を検討し、資源化を検討する。

・ 廃食用油の回収の検討

廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料等に精製する等の資源化を継続して検討し、利用方法、利用先とあわせて調査・研究を行う。

イ 不法投棄対策

本市は山林・河川が多く、そのような場所は不法投棄の対象になりやすい。

近隣市町や警察等の関係機関とも連携を図りながら、今後も監視・通報体制を強化する。

また、環境ボランティア活動（ごみ拾い、清掃活動）を活発化し、クリーンなまちづくりを行うことで、不法投棄がされにくい環境づくりに努める。

ウ 災害廃棄物対策

平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。

災害発生時の通常ごみは、原則、平常時と同様の分別で直営及び委託業者により収集し、本市の廃棄物処理施設で処理を行う。避難所ごみは可燃ごみと不燃ごみの2分別とする。

仮置き場は、担当組織が中心となって管理運営体制を決定する。再生利用が困難なものは本市最終処分場で埋立処分を行う。

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書(平成8年3月12日)」を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。

本市で災害が発生し、ごみ又はし尿の処理に支障が生じた時は、上記協定書に基づき近隣市町村へ応援を要請していく。

エ 資源化処理の実施

回収した資源物及び不燃ごみ、粗大ごみの破碎後の金属等は、資源化事業者等を通じて資源化に努める。また、可燃ごみも一部熔融処理を行い、熔融スラグ・メタルを資源として有効利用することにより、資源化及び埋立物の削減に努める。

今後も、新たな施設整備、民間への処理委託による、新たな資源物の資源化、焼却残さ（主灰）の資源化、熔融スラグ・メタルの更なる有効活用等の検討を進める。

オ 廃棄物・リサイクル関連法への対応

近年、廃棄物・リサイクル関連法の制定・改正が相次いで行われている。

従って、それら法制度の内容に対応した取り組みの推進や、ごみ処理体制の構築を行う。また、市民や事業者に対して、法制度の目的や内容等に関する情報提供を行うとともに、市民や事業者の責務・役割を周知徹底していく。

カ 市民の声を聞く

メール、電話、住民説明会などで、市民の様々な意見や要望を聞き、それを今後の施策に反映していく。

キ 岡崎市環境審議会

ごみの減量化・リサイクル等を推進するためには、市民、学識経験者、事業者等の幅広い関係者の参画、協力体制が必要である。従って、今後ごみの減量化・リサイクル等に関する審議を行う場として岡崎市環境審議会を活用していく。

(10) その他の施策（西尾市）

ア 資源物の持ち去り及び不法投棄対策

市民に対しては資源物の持ち去り禁止についての指導を行う。事業系ごみのごみ集積場所への排出を防止するため、事業所訪問などにより事業者への指導を強化する。

不法投棄対策として、職員によるパトロール体制を強化し、町内会から要望があれば、ごみステーションに監視カメラを設置する。

イ 災害廃棄物対策

平成29年3月に災害廃棄物処理計画を改定した。

発災後、速やかに処理体制の構築や実行計画の作成を行い、被害状況を踏まえて分別収集方針を作成するとともに、民間事業者や他市町村からの応援を含めた収集運搬体制を速やかに確保し、災害廃棄物の撤去・収集を行う。

一次仮置場候補地及び二次仮置場候補地は選定済みであり、災害廃棄物処理計画に一覧を掲載している。

災害廃棄物の処理は、本市災害廃棄物の推計を踏まえ、災害廃棄物処理計画に掲載した処理フロー図に沿って行う。災害廃棄物の種類別に、市の一般廃棄物処理施設を始め、周辺市町村や廃棄物処理業者、リサイクル業者等の処理先を確保し、迅速な処理を開始することにより、仮置場の有効活用や環境負荷の低減を図る。他市町村や民間事業者への要請が難しい場合は、県へ調整等を要請する。

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書(平成8年3月12日)」を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。

ウ 廃棄物・リサイクル関連法への対応

近年、廃棄物・リサイクル関連法の制定・改正が相次いで行われている。

従って、それら法制度の内容に対応した取り組みの推進や、ごみ処理体制の構築を行う。また、市民や事業者に対して、法制度の目的や内容等に関する情報提供を行うとともに、市民や事業者の責務・役割を周知徹底していく。

エ 西尾市環境審議会

ごみの減量化・リサイクル等を推進するためには、市民、学識経験者、事業者等の幅広い関係者の参画、協力体制が必要である。従って、今後ごみの減量化・リサイクル等に関する審議を行う場として西尾市環境審議会を活用していく。

(11) その他の施策（幸田町）

ア 新たな資源化の検討

・プラスチックの資源化の検討

今後は容器包装のみならずプラスチック製品の資源化が推奨されていくと想定されるため、引き続きプラスチック製容器包装の分別、資源化に取り組むとともに、新たなプラスチックの資源化動向についても調査、研究を進める。

・使用済紙おむつの資源化の検討

紙おむつの排出量は今後増加が想定され、ペレット燃料化等の処理技術開発が進められているため、先進事例や民間事業者の調査を行う等、衛生的で効果的な有効利用方法を検討し、資源化を検討する。

イ 使用済小型家電のリサイクル推進

使用済小型家電は、粗大ごみ拠点回収及び資源物拠点回収への持ち込みにより回収し、小型家電リサイクル法認定事業へ引渡し、リサイクルを行っている。今後も使用済小型家電のリサイクルを推進していく。

また、資源有効利用促進法に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われているものについては、回収・再商品化がより促進されるよう普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

本町は山林が多く、そのような場所は不法投棄の対象になりやすい。

令和2年度にはごみ出しマナー向上カメラ（不法投棄監視カメラ）を導入し、今後も追加導入を行うことにより、不法投棄の抑止を図るとともに、近隣市や警察等の関係機関との連携を図りながら監視・通報体制を強化する。

また、町環境監視員の不法投棄監視活動により不法投棄がされにくい環境づくりに努めていく。

エ 災害廃棄物対策

平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物等の処理フローは図に示すとおりである（発災時の本町、近隣市町村及び民間処理業者の被災状況に応じ変更する）。

災害発生時の生活ごみは基本的に平常時の分別区分で収集し、収集・運搬委託業者や（一社）愛知県産業廃棄物協会等に協力を要請する。

仮置場は、災害廃棄物等の発生量を推計後、必要面積を算定し、適切な候補地を選定する。その後、受入れに関する合意形成を経てから、仮置場の設置・管理・運営に入る。

最終処分は、平常時と同様に本町の一般廃棄物最終処分場及び近隣市町村及び民間事業者との連携による処理を行う。

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（平成8年3月12日）」を締結している。また、東三河地域の市や一部事務組合とも協定を締結しており、災害が発生した場合の要請及び応援の体制が整っている。

本町で災害が発生し、ごみ又はし尿の処理に支障が生じた時は、上記協定書に基づき近隣市町村へ応援を要請する。

オ 廃棄物・リサイクル関連法への対応

近年、廃棄物・リサイクル関連法の制定・改正が相次いで行われている。

従って、それら法制度の内容に対応した取り組みの推進や、ごみ処理体制の構築を行う。また、町民や事業者に対して、法制度の目的や内容等に関する情報提供を行うとともに、町民や事業者の責務・役割を周知徹底していく。

カ 幸田町環境審議会

ごみの減量化・リサイクル等を推進するためには、町民、学識経験者、事業者等の幅広い関係者の参画、協力体制が必要である。従って、今後ごみの減量化・リサイクル等に関する審議を行う場として幸田町環境審議会を活用していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

岡崎市、西尾市及び幸田町は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び愛知県等と意見交換をしながら計画の見直しを行う。

(2) 事業評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要	
(1)地域名 岡崎西尾地域	(2)地域内人口 601,650 人
(4)構成市町村等名 岡崎市、西尾市、幸田町	(3)地域面積 605.14 km ²
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 組合を構成する市町村:	(5)地域の要件 (人口) (面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	60,087	59,207	59,267	60,411	63,071	47,822
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.68	2.68	2.68	2.73	2.85	1.84
	生活系 総排出量(トン)	142,393	140,213	139,273	141,075	143,272	145,247
	1人当たりの排出量(kg/人)	215	212	210	213	217	212
再生利用量	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	202,480	199,420	198,540	201,486	206,343	193,069
	直接資源化量(トン)	5,622	4,999	4,643	4,214	4,186	4,788
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	41,904	41,781	38,750	39,425	40,031	44,305
	エネルギー回収量(年間の発電容量 MWh 及び熱回収量 GJ)	43,828	45,255	44,590	47,753	49,141	43,067
減量化量	エネルギー回収量(年間の発電容量 MWh 及び熱回収量 GJ)	189,183	181,768	181,221	202,003	169,455	169,021
	減量化量(中間処理前後の差 トン)	157,930	153,655	155,436	156,923	160,395	142,093
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	15,528	16,002	15,199	15,175	14,957	12,865

備考)別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

西尾市では、平成28年度策定の一般廃棄物処理基本計画における人口推計値と現状の人口とに乖離があるため、人口推計値を補正して目標値を再設定した。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	八帖クリーンセンター1号炉	岡崎市	全連続式焼却炉	100t/日	H8.2			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	八帖クリーンセンター2号炉	岡崎市	全連続式焼却炉	150t/日	S48.5	H23.3休止		(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	中央クリーンセンター	岡崎市	シャフト式ガス化熔融炉	380t/日 (190t/日×2炉)	H23.6			浸水想定なし	
	リサイクルプラザ(旧中央クリーンセンター)	岡崎市	全連続式焼却炉	240t/日 (120t/日×2炉)	H元.4	H23.3休止		浸水想定なし	
	西尾市クリーンセンター	西尾市	全連続式焼却炉	195t/日 (65t/日×3炉)	H12.4			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	西尾市使用済乾電池・廃棄光管ストッ	西尾市	一時保管	256㎡	H23.3			浸水想定なし	
	西尾市一色地区資源ごみ(ビン)保管	西尾市	一時保管	110㎡	H7.4			浸水想定なし	
	岡崎市廃棄物再生利用施設	岡崎市	破碎選別	70t/日(粗大不燃)	H7.9			浸水想定なし	
	選別圧縮	岡崎市	選別圧縮	15t/日(缶)	H7.9			浸水想定なし	
	破碎選別	岡崎市	破碎選別	42.5t/日(不燃)	H12.4			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
リサイクルセンター	西尾市クリーンセンター	西尾市	破碎選別	7.5t/日(不燃粗大)	H12.4			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	ター	西尾市	圧縮梱包	300kg/h(缶・ビン・ボトル)	H12.4			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	一般廃棄物最終処分場	岡崎市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積7,000㎡ 埋立容量888,000㎡	S61.1	H19.7埋立修了		浸水想定なし	
	北部一般廃棄物最終処分場	岡崎市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積4,190㎡ 埋立容量399,100㎡	H16.3			浸水想定なし	
	終処分場(額田)	岡崎市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積1,403㎡ 埋立容量1,900㎡	H16.4			浸水想定なし	
	平原地区一般廃棄物最終処分場	西尾市	揮発気性セル方式	埋立面積16,800㎡ 埋立容量146,000㎡	H8.4			浸水想定なし	
	佐久島地区一般廃棄物最終処分場	西尾市	嫌気性 サンドイッチ方式	埋立面積1,170㎡ 埋立容量2,613㎡	H2.4	R2.3廃止		浸水想定なし	
	一色地区一般廃棄物最終処分場	西尾市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積10,000㎡ 埋立容量49,000㎡	H7.4			浸水想定なし	
	吉良地区一般廃棄物最終処分場	西尾市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積9,400㎡ 埋立容量46,500㎡	F3.3			浸水想定なし	
	幡豆地区一般廃棄物最終処分場	西尾市	揮発気性 サンドイッチ方式	埋立面積7,100㎡ 埋立容量38,824㎡	H6.4			浸水想定なし	
し尿処理施設	八帖クリーンセンター	幸田町	サンドイッチセル方式 槽種脱臭処理方式 土高度処理方式	埋立面積2,300㎡ 埋立容量1,000㎡	H19.4			浸水想定なし	
	西尾市浄化センター	岡崎市	槽種脱臭処理方式 土高度処理方式 直接脱水処理方式	320KL/日	H4.3			(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	ター	西尾市	直接脱水処理方式	154KL/日	H6.12			(浸水深:0.3m未満)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
	ター	西尾市	直接脱水処理方式	154KL/日	H6.12			(浸水深:0.3m未満)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃棄物施設解体の名称	廃棄物施設解体事業完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	未定	西尾市	連続式焼却炉または熔融炉	約310t/日	R12.3	可燃ごみの広域処理	無		(浸水深:3m~5m)当該施設での処理が困難になった場合は災害時相互応援協定に基づき岡辺自治体へ処理を依頼する。	
										プラスチック等商品化を実施するための施設整備事業

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業名称	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考
					開始	終了	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
○エネルギー回収等に関する事業							401,000	0	0	401,000	0	401,000	0	0	401,000	0	
	1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	西尾市	約310 t/日	R6	R6	401,000			401,000					401,000		全体事業 R6,R8-R11
○施設整備に関する計画支援事業							294,424	15,322	39,824	156,634	70,159	12,485	291,133	13,798	39,304	156,011	12,485
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業					294,424	15,322	39,824	156,634	70,159	12,485	291,133	13,798	39,304	156,011	12,485
	1	測量調査事業	西尾市	-	R3	R3	3,795	3,795					3,795	3,795			
	1	施設整備基本計画策定及び環境影響評価事業	西尾市	-	R3	R7	191,798	11,527	22,538	131,122	26,611	0	188,507	10,003	22,018	130,499	25,987
	1	土壌調査事業	西尾市	-	R4	R6	38,683		17,286	4,997	16,400		38,683		17,286	4,997	16,400
	1	地質調査事業	西尾市	-	R5	R5	8,800			8,800			8,800			8,800	
	1	発注支援事業	西尾市	-	R5	R7	51,348			11,715	27,148	12,485	51,348			11,715	27,148
合 計							695,424	15,322	39,824	156,634	471,159	12,485	692,133	13,798	39,304	156,011	12,485

※令和6年度 施設を建設するにあたり支障となる中部電力鉄塔(特別高圧線)の移設に係る補償を行う予定

施設概要（エネルギー回収施設系）

【参考資料様式2】

都道府県名：愛知県

(1) 事業主体名	西尾市
(2) 施設名称	広域ごみ処理施設
(3) 工期	令和6年度 (全体：令和6年度、令和8年度～令和11年度)
(4) 施設規模	処理能力 約310 t / 日
(5) 形式及び処理方式	
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 未定) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物（可燃ごみ）の広域処理、エネルギー回収
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	
(11) バイオガスの 利用計画	

(12) 総事業計画額	401,000千円(全体：27,901,000千円) うち、交付対象事業費 401,000千円(全体：23,191,000千円)
-------------	---

※令和6年度 施設を建設するにあたり支障となる中部電力鉄塔（特別高圧線）の移設に係る補償を行う予定。
 ※今後実施する発注支援事業の中で、整備する施設の仕様などを決定していく。
 ※施設の建設は令和8年度から令和11年度を予定している。

計画支援概要

都道府県名 愛知県

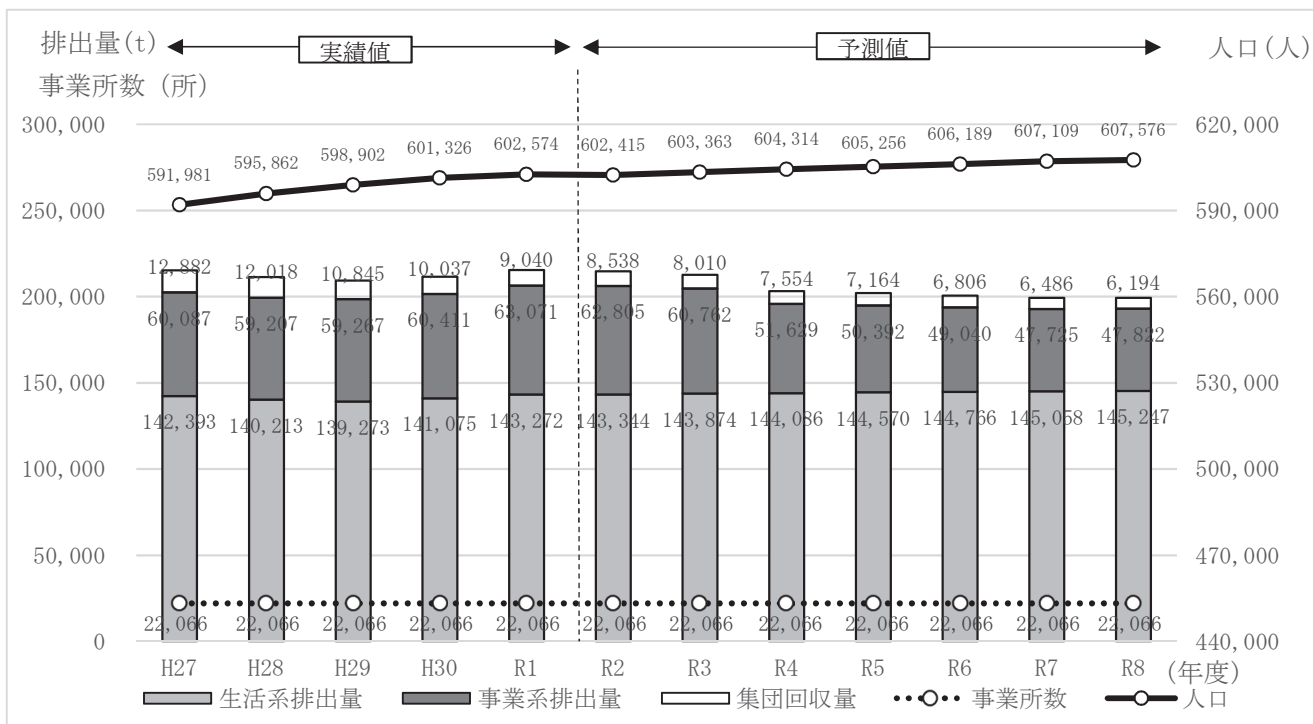
(1) 事業主体名	西尾市				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため				
(3) 事業名称	測量調査	基本計画及び 環境影響評価	土壌調査	地質調査	発注支援
(4) 事業期間	令和3年度	令和3年度～ 令和7年度	令和4年度～ 令和6年度	令和5年度	令和5年度～ 令和7年度
(5) 事業概要	建設予定地の 測量	施設整備基本計 画の策定、愛知 県環境影響評価 条例に基づく環 境影響評価	建設予定地の 土壌調査	建設予定地の ボーリング等 地質調査	施設整備に係る 業者選定等支援

(6) 総事業計画 額	3,795千円 うち、交付対象 事業費 3,795千円	191,798千円 うち、交付対象 事業費 188,507千円	38,683千円 うち、交付対象 事業費 38,683千円	8,800千円 うち、交付対象 事業費 8,800千円	51,348千円 うち、交付対象 事業費 51,348千円
----------------	--------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--

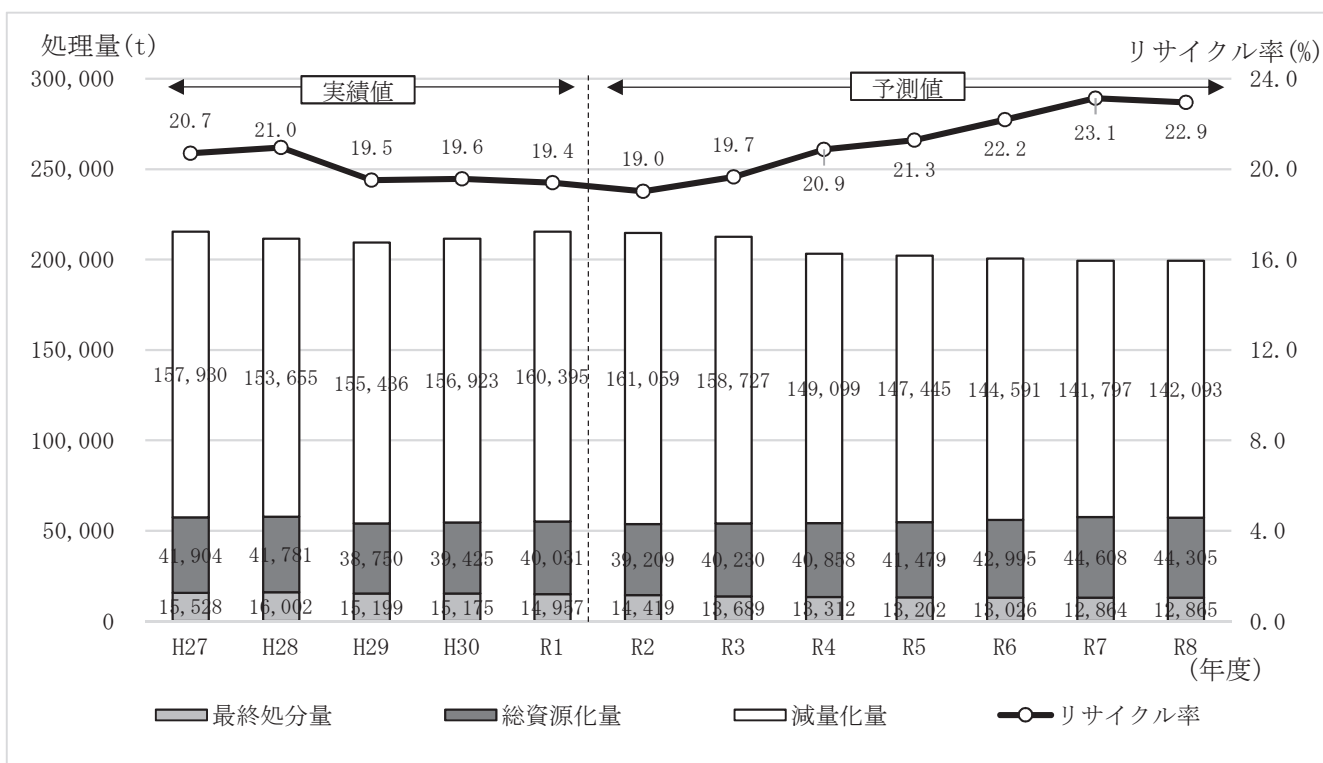


図 対象地域図

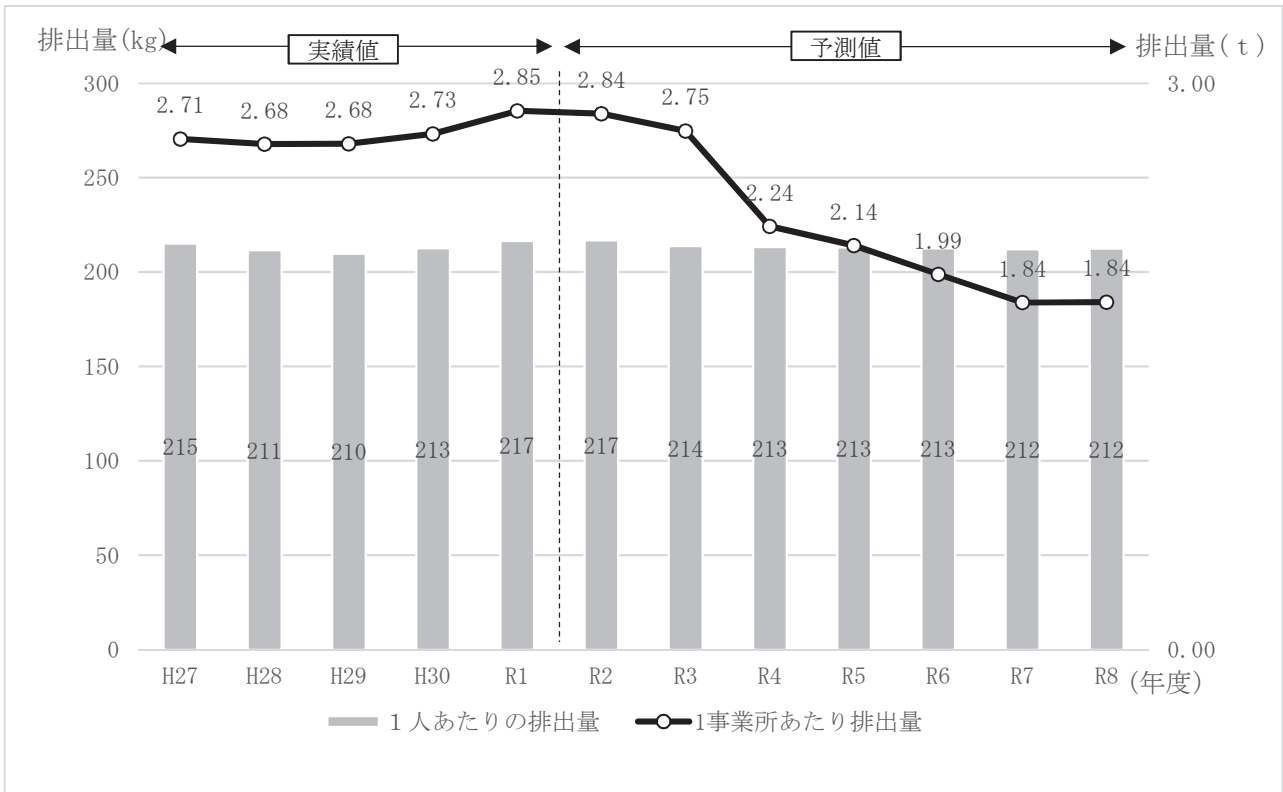
添付資料 トレンドグラフ



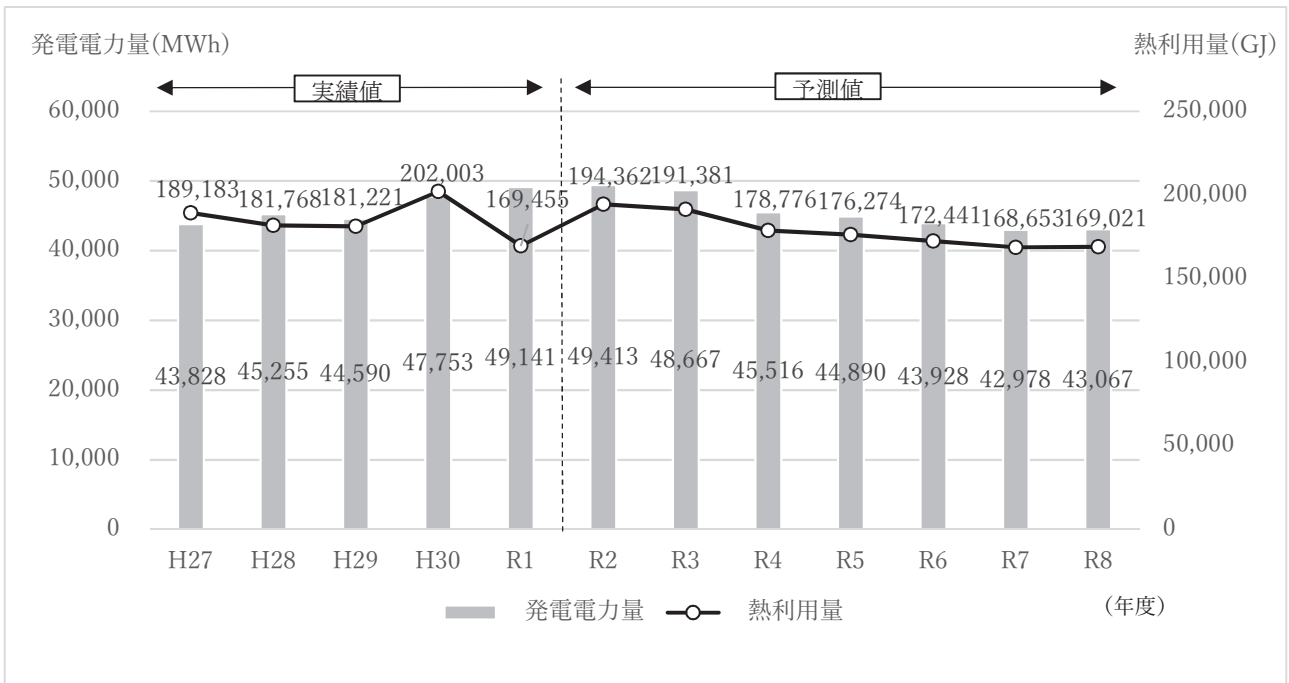
人口、事業所数及びごみ排出量の推移（全体）



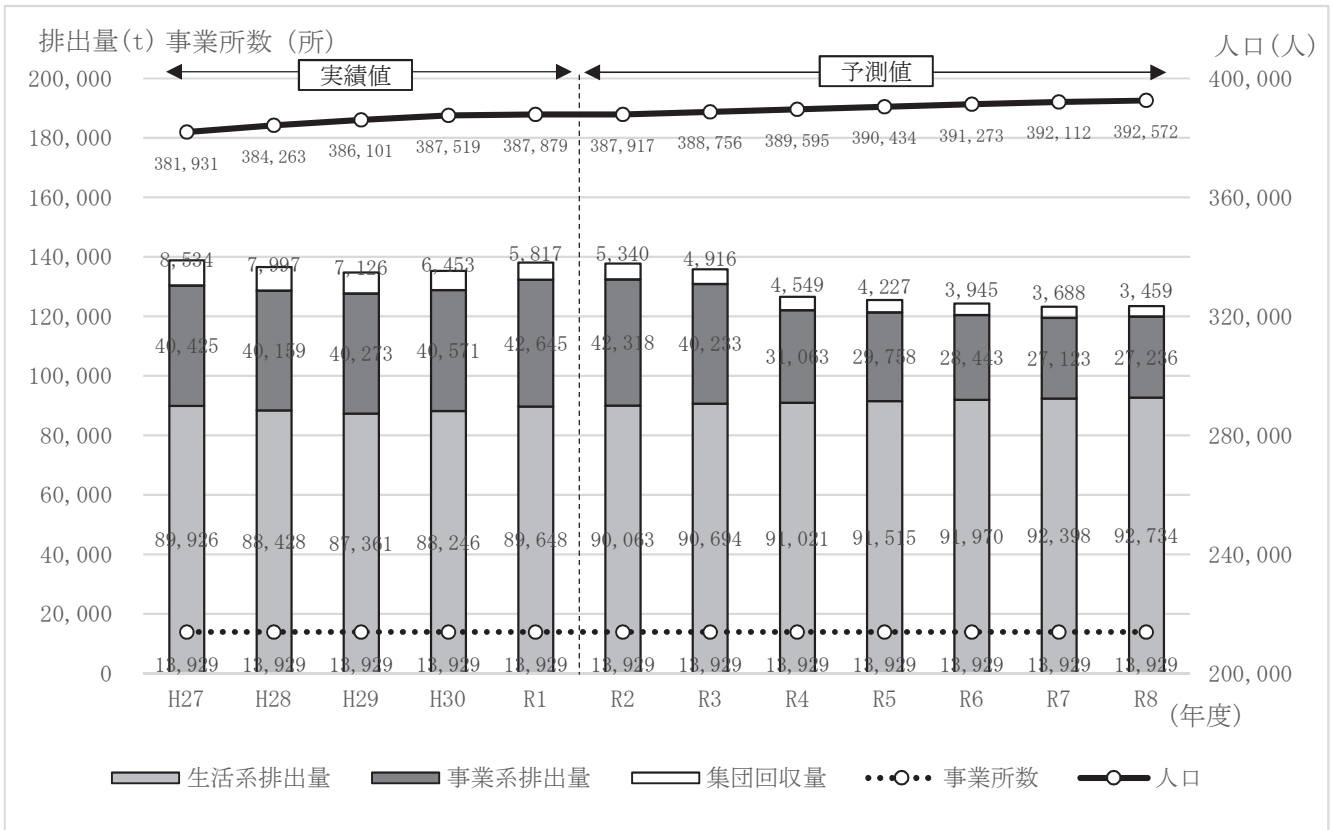
ごみ処理量の推移（全体）



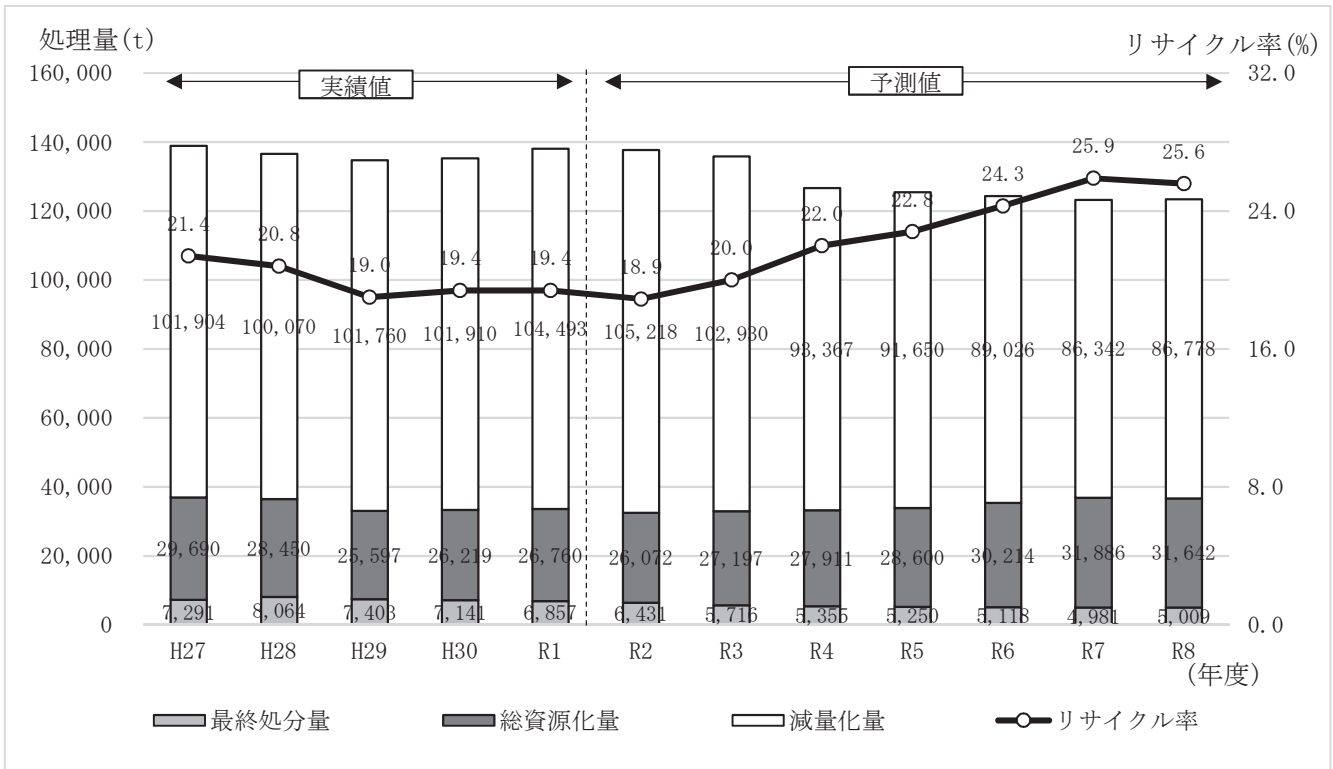
排出量の推移 (全体)



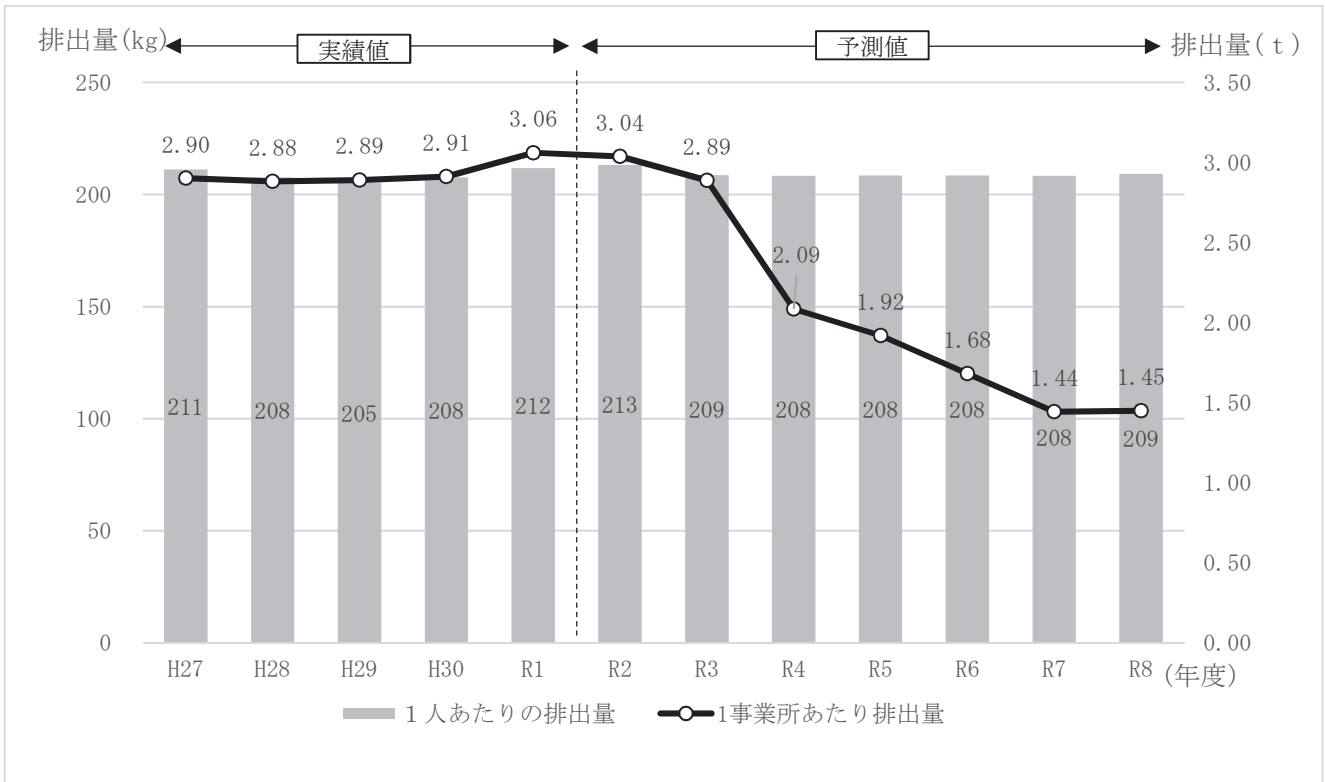
エネルギー回収量の推移 (全体)



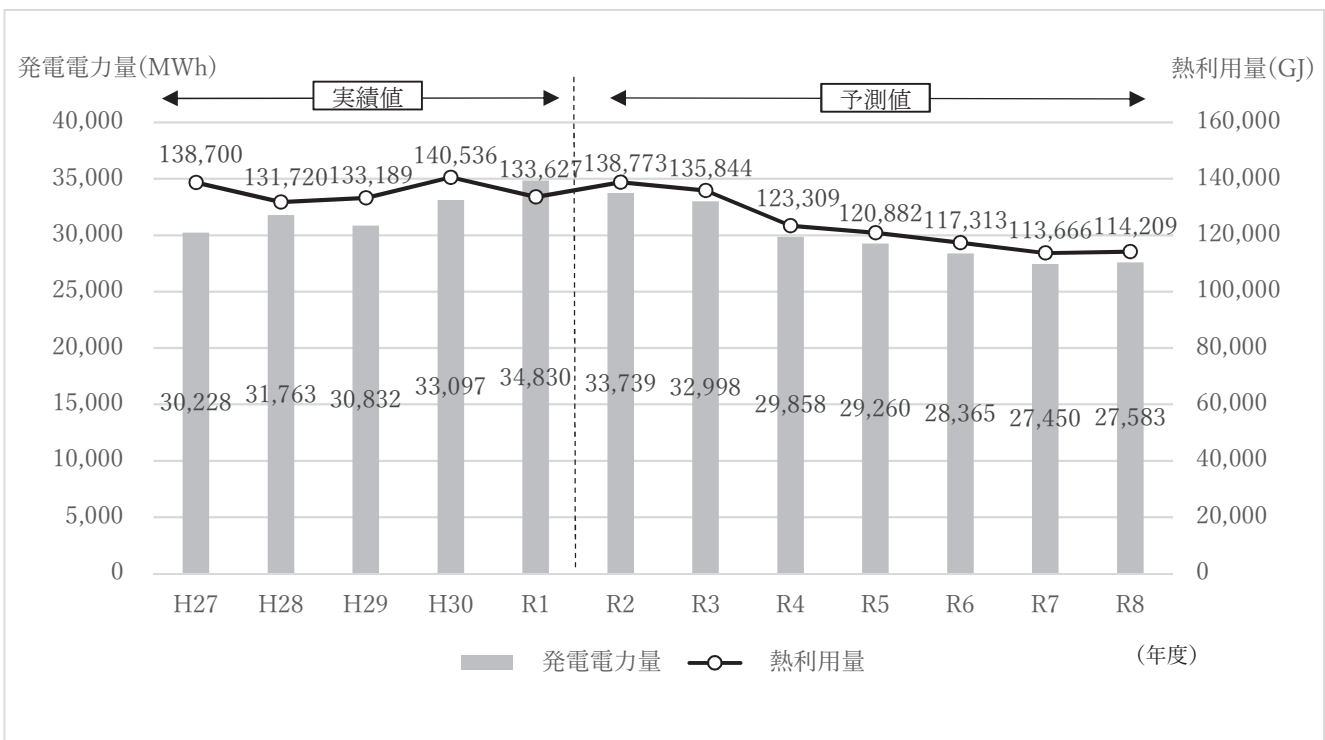
人口、事業所数及びごみ排出量の推移（岡崎市）



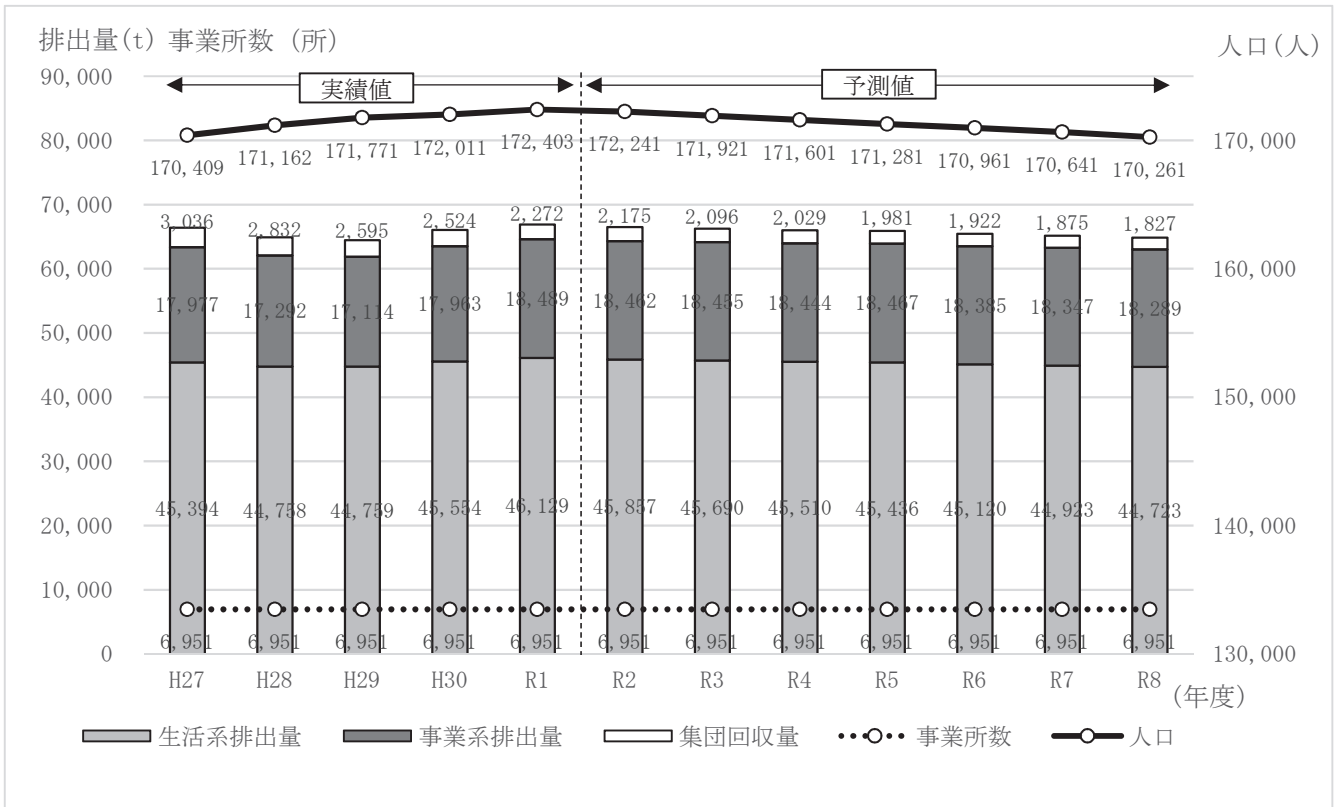
ごみ処理量の推移（岡崎市）



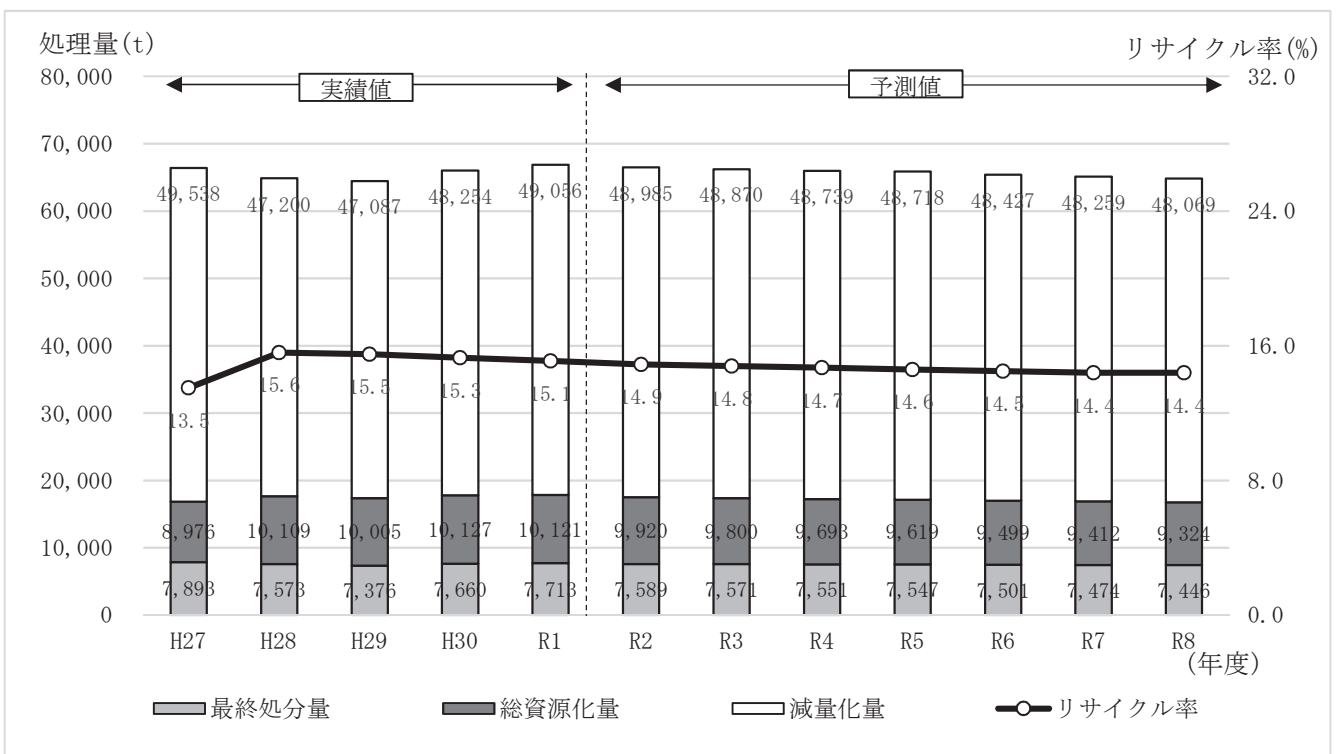
排出量の推移（岡崎市）



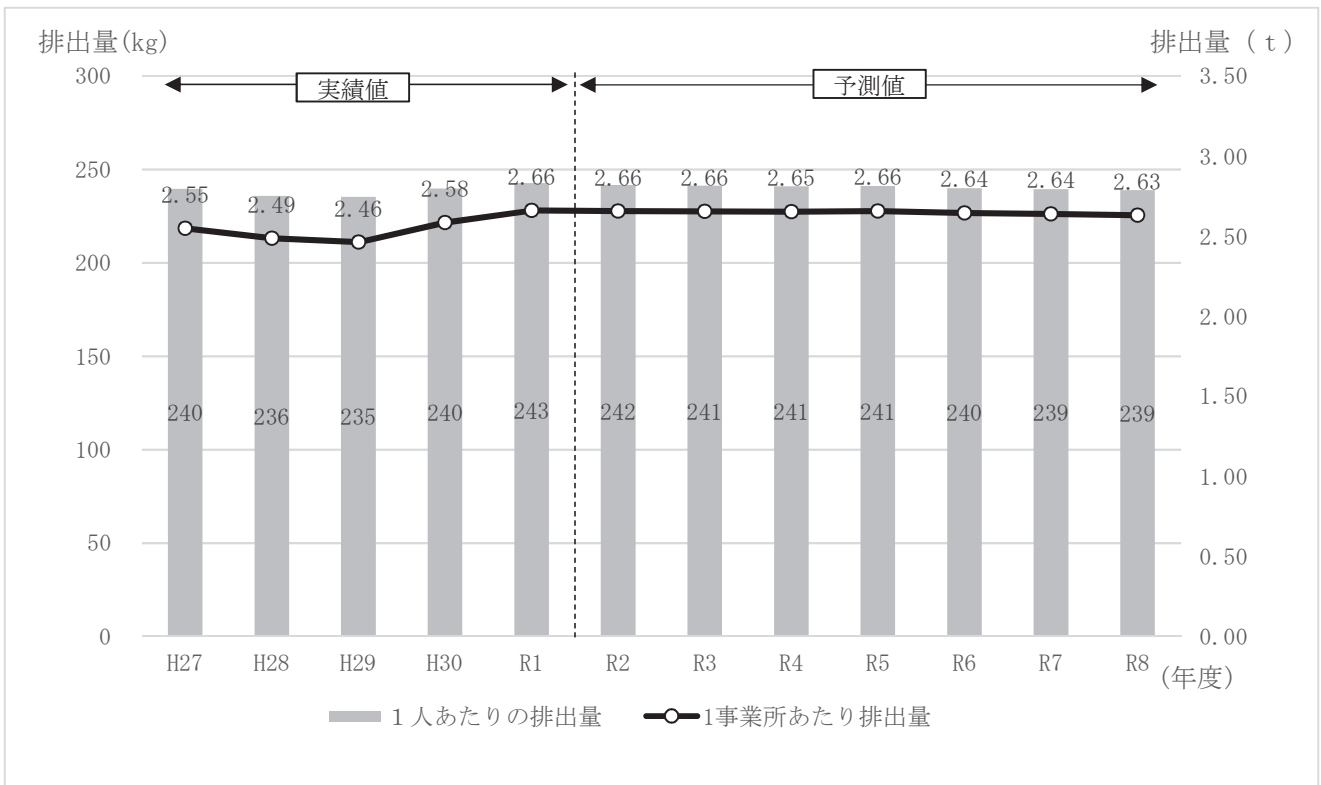
エネルギー回収量の推移（岡崎市）



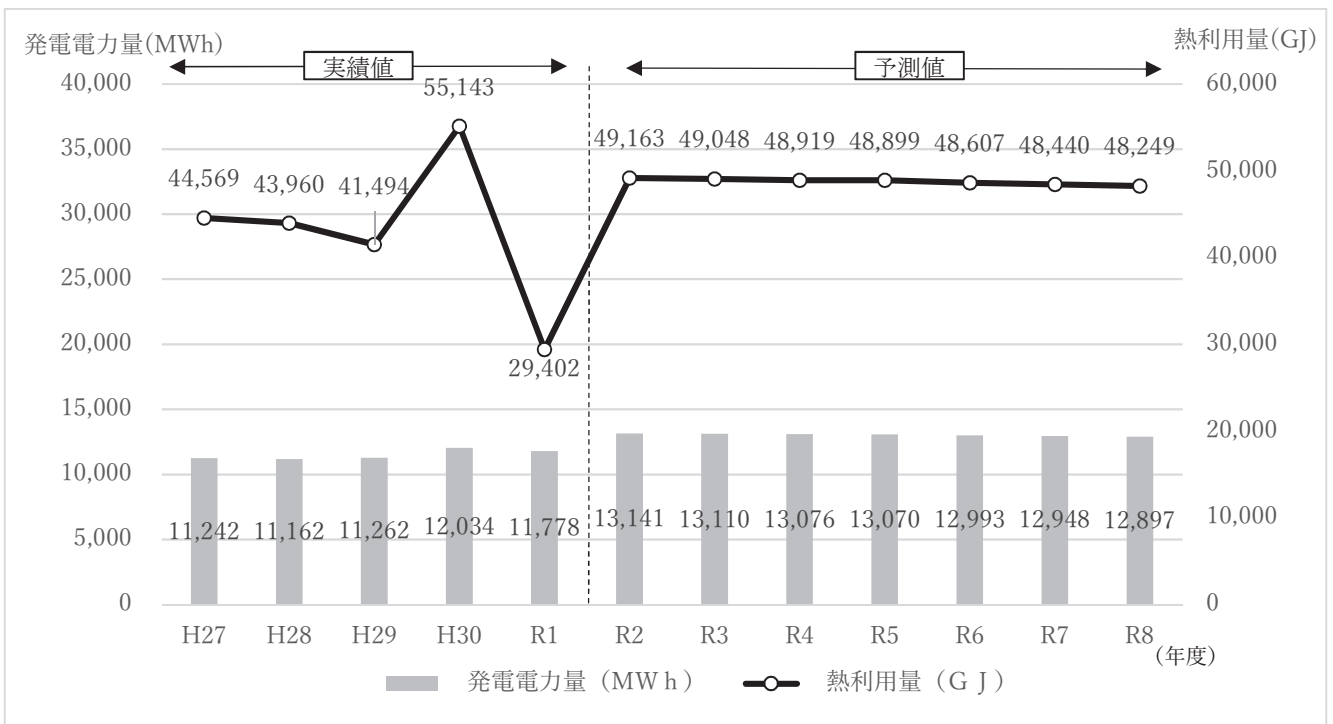
人口、事業所数及びごみ排出量の推移（西尾市）



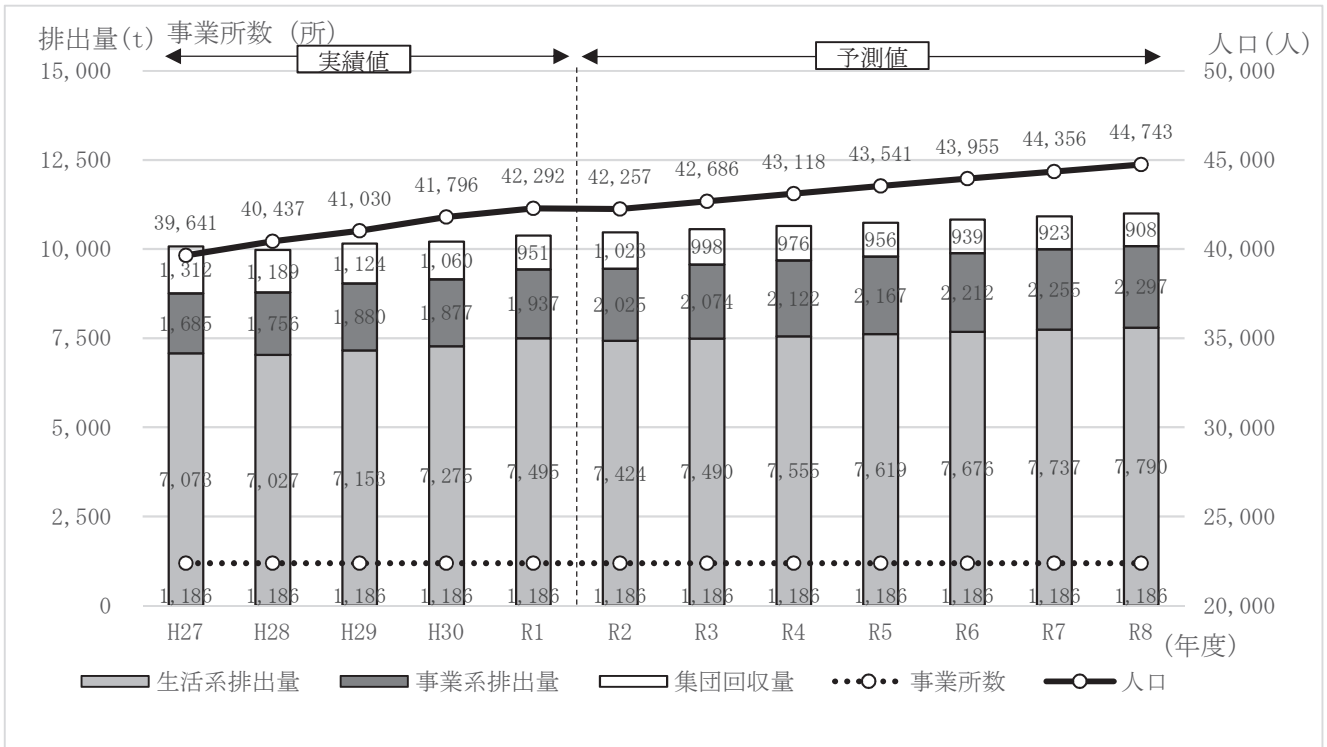
ごみ処理量の推移（西尾市）



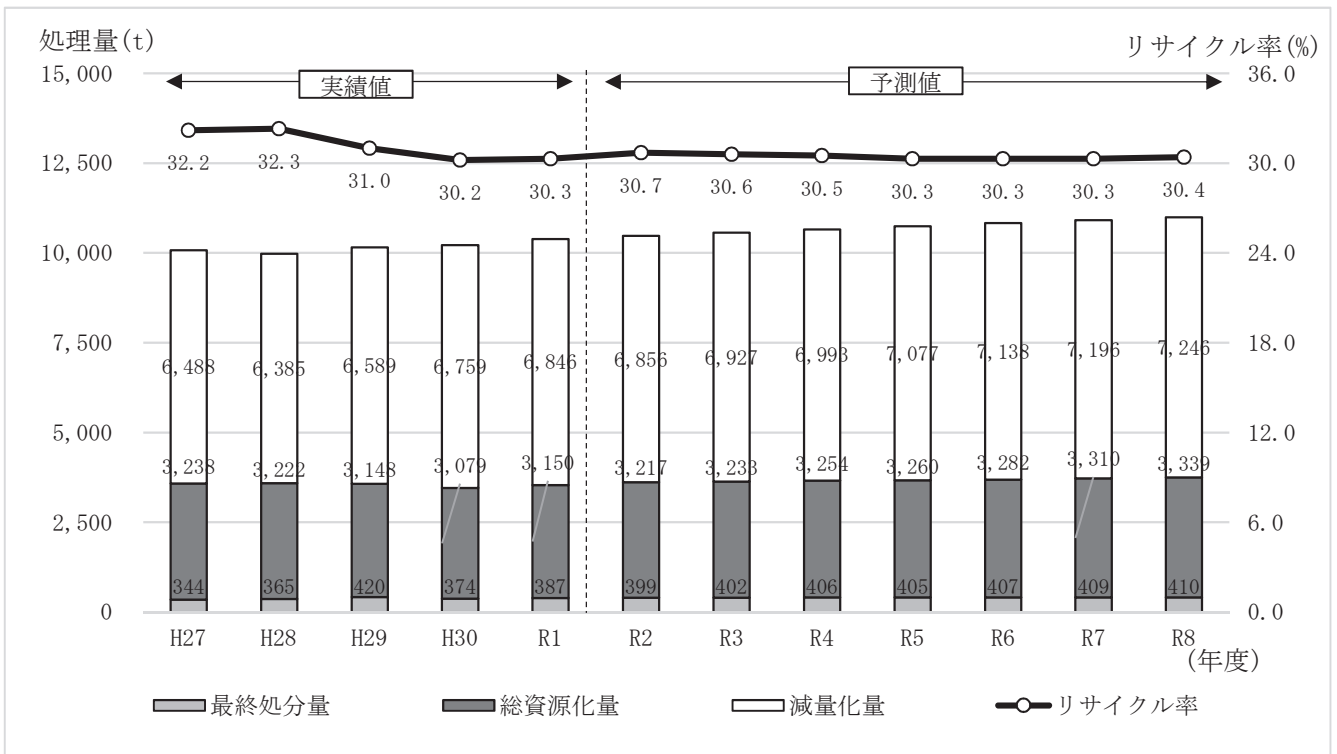
排出量の推移（西尾市）



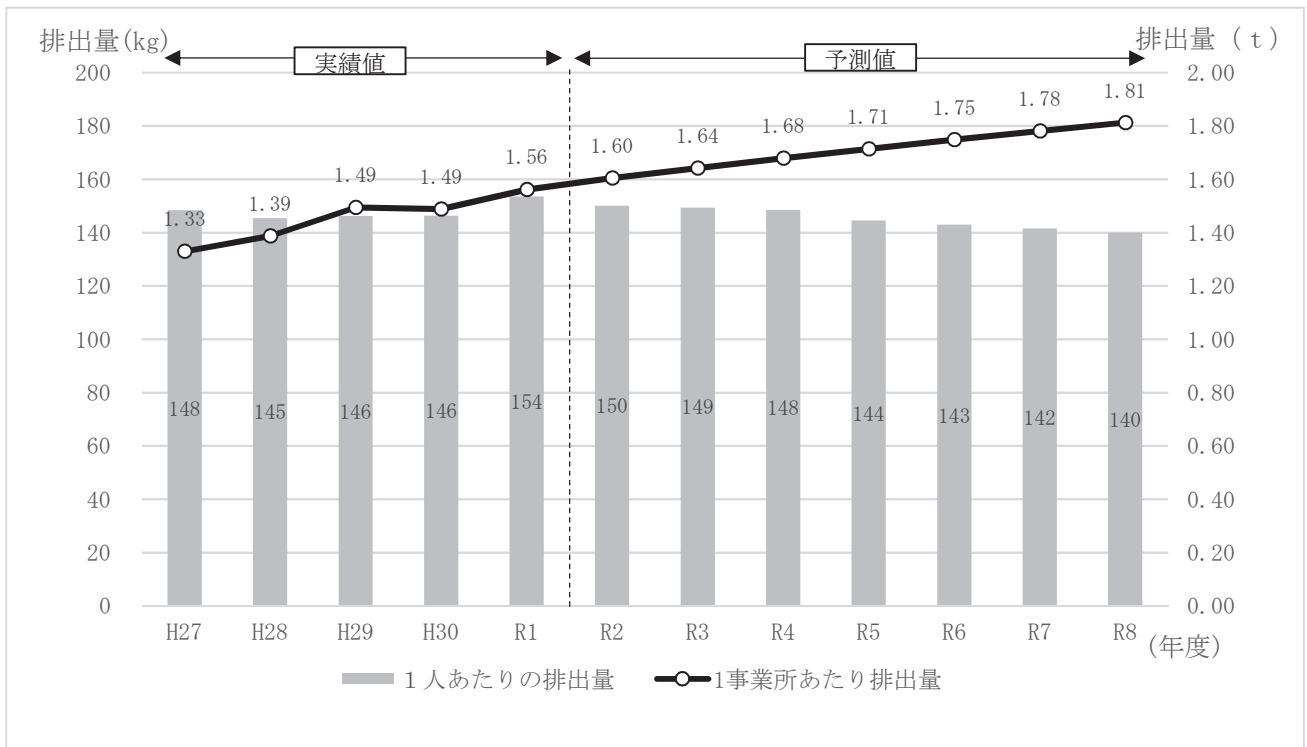
エネルギー回収量の推移（西尾市）



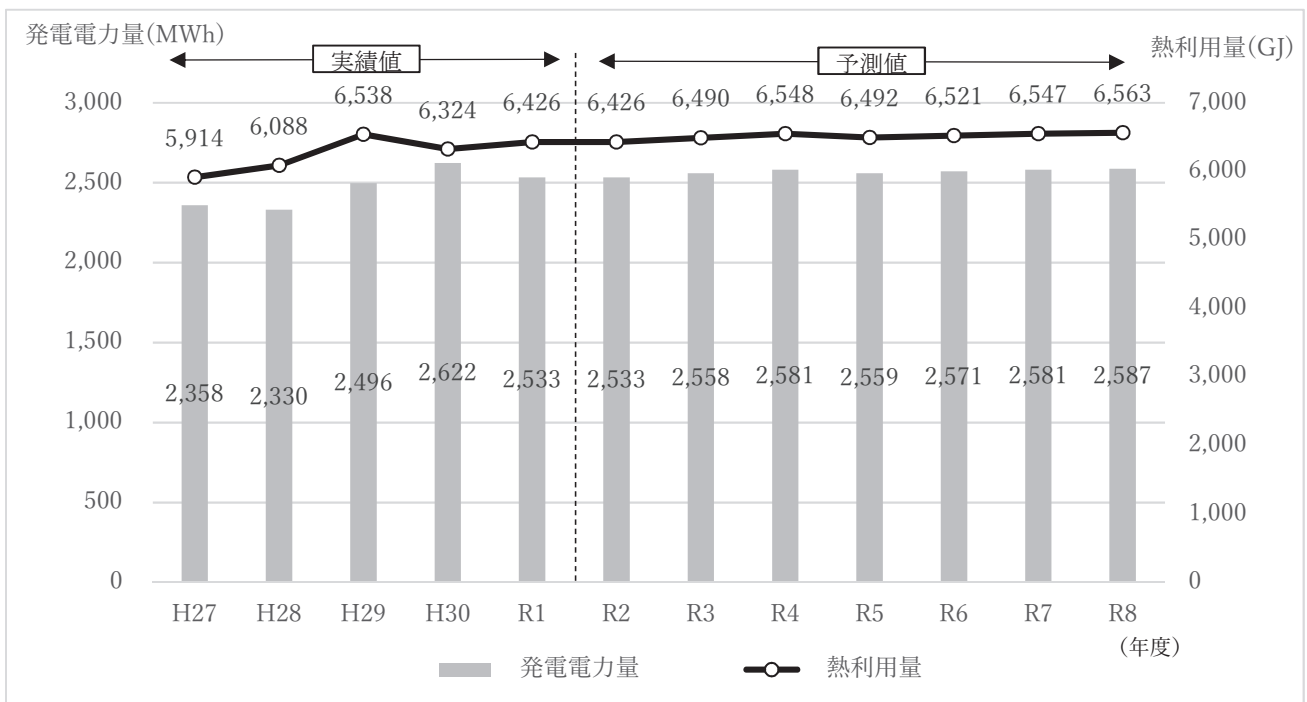
人口、事業所数及びごみ排出量の推移（幸田町）



ごみ処理量の推移（幸田町）



排出量の推移 (幸田町)



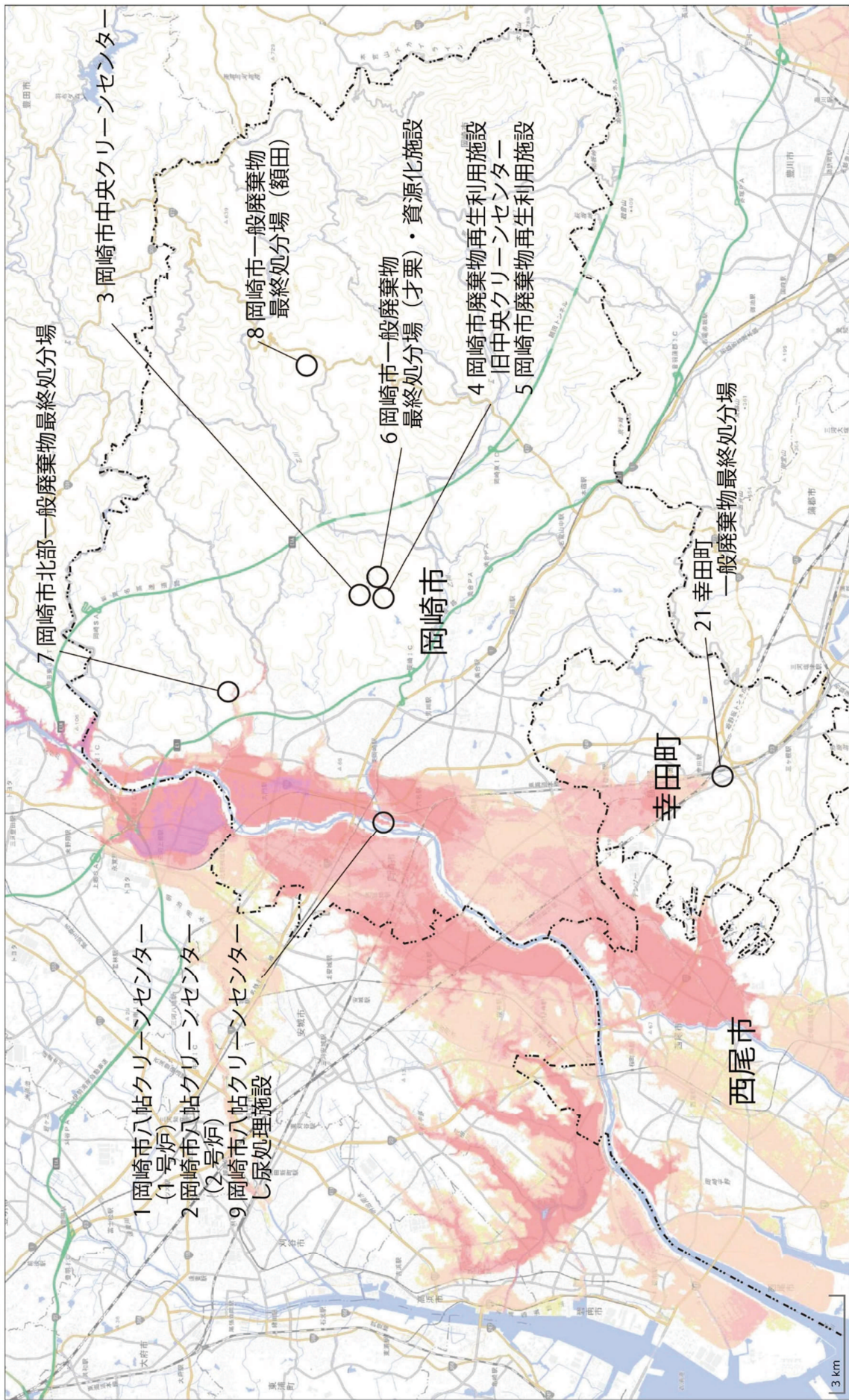
エネルギー回収量の推移 (幸田町)

添付資料 地域内の施設の状況と予定（位置図）



図 地域内の施設の状況と予定

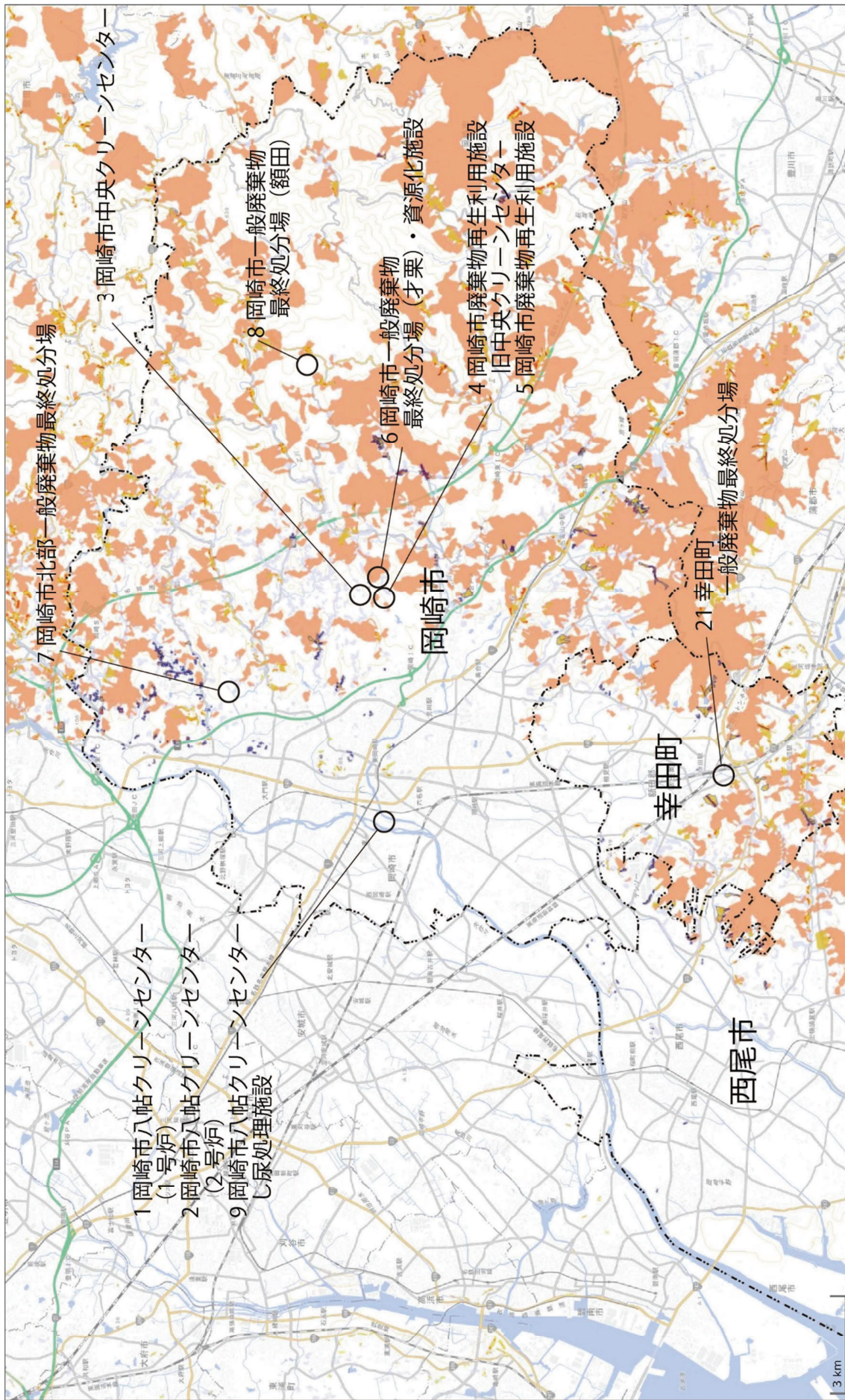
岡崎西尾地域北部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

洪水ハザードマップ

岡崎西尾地域北部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

土砂災害ハザードマップ

- 急傾斜地の崩壊 (特別警戒区域)
- 土石流 (特別警戒区域)
- 地すべり (特別警戒区域)
- 警戒区域
- 警戒区域
- 警戒区域

岡崎西尾地域北部



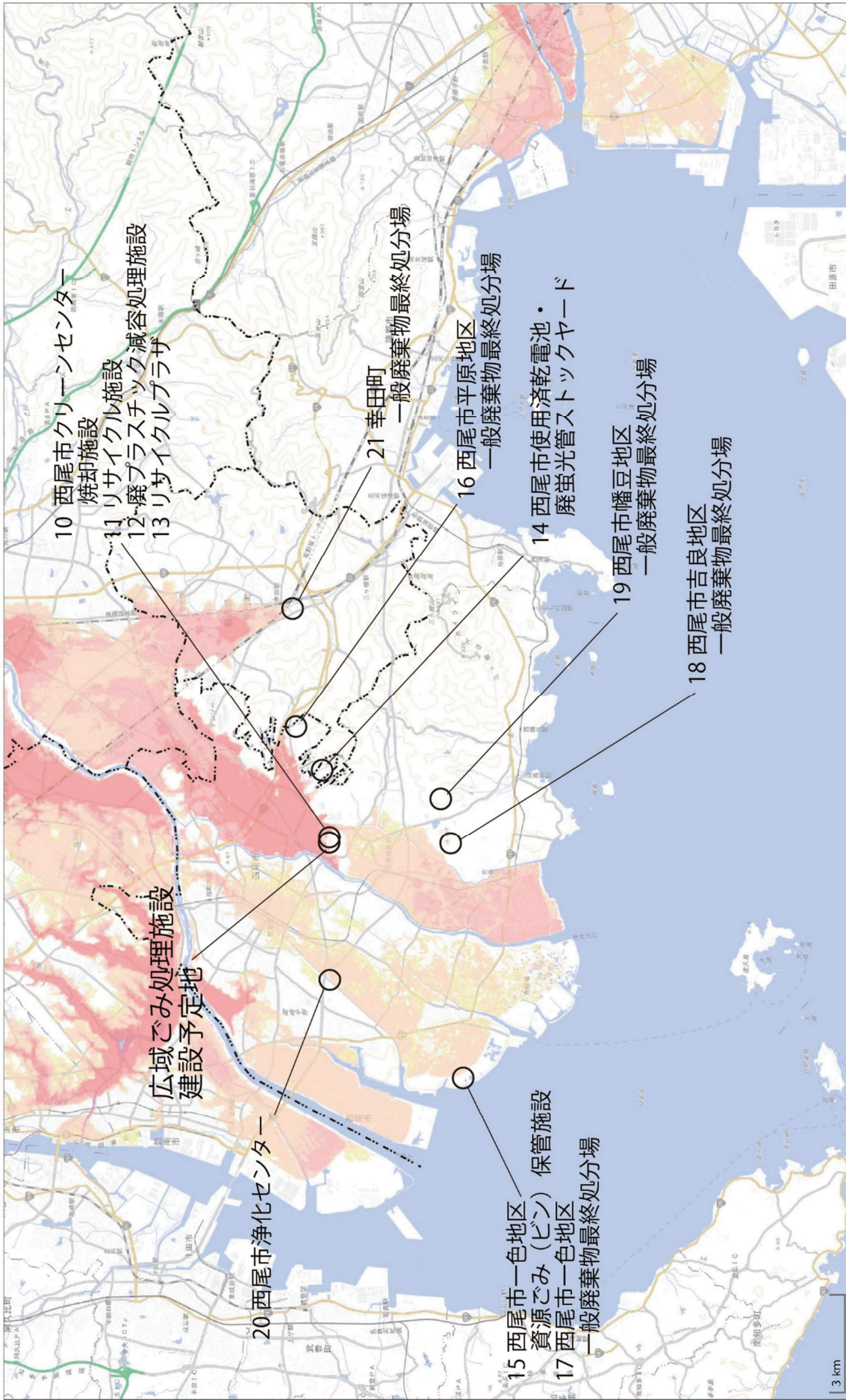
国土交通省ハザードマップポータルサイトより

津波ハザードマップ

津波浸水想定

凡例

岡崎西尾地域南部



- 10 西尾市クリーンセンター
焼却施設
- 11 リサイクル施設
- 12 廃プラスチック減容処理施設
- 13 リサイクルプラザ
- 14 西尾市使用済乾電池・
廃蛍光管ストックヤード
- 15 西尾市一色地区
資源ごみ（ビン）保管施設
- 16 西尾市平原地区
一般廃棄物最終処分場
- 17 西尾市一色地区
一般廃棄物最終処分場
- 18 西尾市吉良地区
一般廃棄物最終処分場
- 19 西尾市幡豆地区
一般廃棄物最終処分場
- 20 西尾市浄化センター
- 21 幸田町
一般廃棄物最終処分場

広域ごみ処理施設
建設予定地

国土交通省ハザードマップポータルサイトより

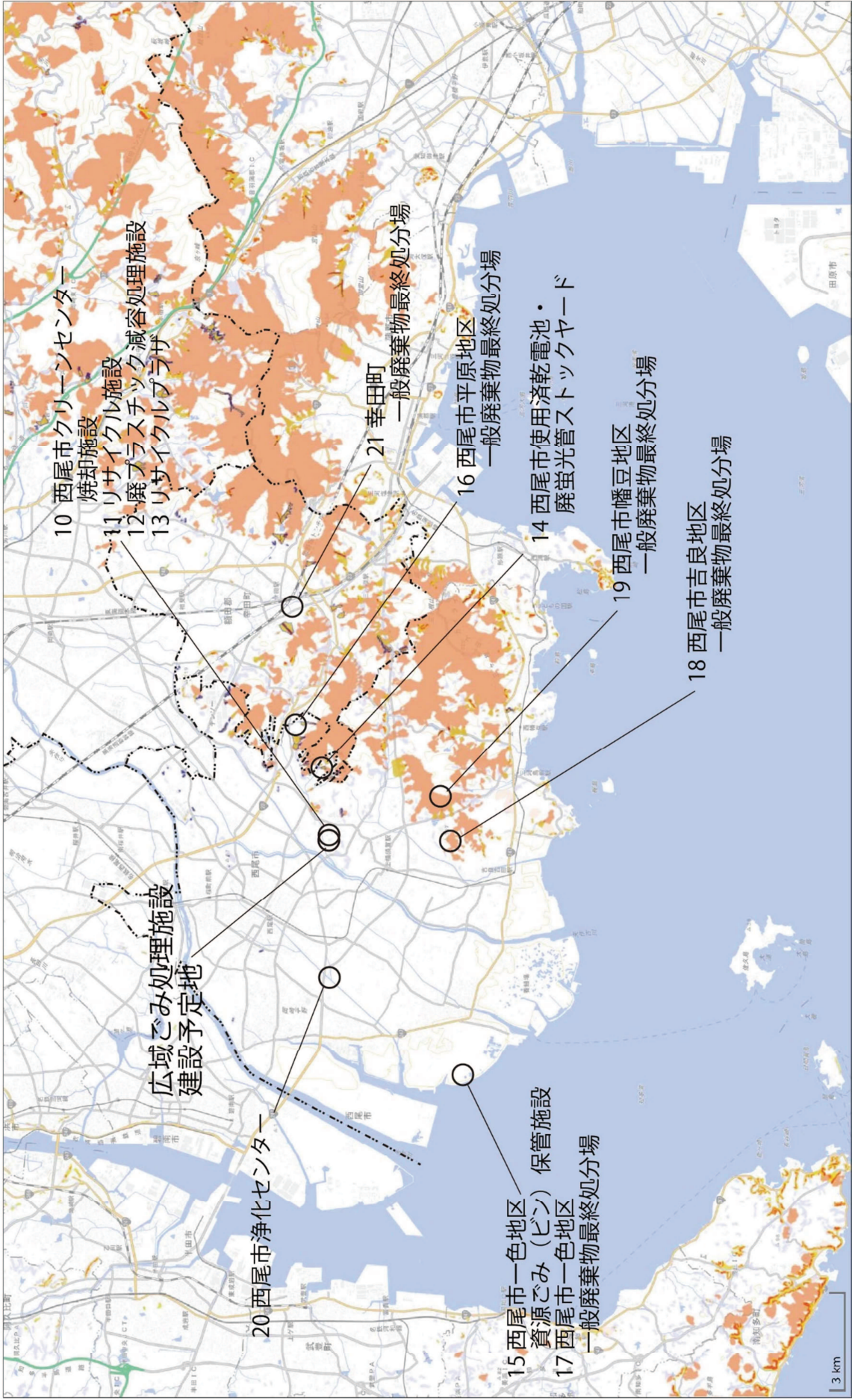
凡例

0.3m未満
0.3～0.5m
0.5～1.0m
1.0～3.0m
3.0～5.0m
5.0～10.0m
10.0～20.0m
20.0m以上

洪水浸水想定区域
(想定最大規模)

洪水ハザードマップ

岡崎西尾地域南部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

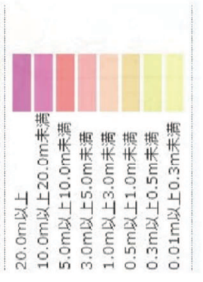
土砂災害ハザードマップ

岡崎西尾地域南部



国土交通省ハザードマップポータルサイトより

津波浸水想定 凡例



津波ハザードマップ

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
①災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。	
②災害廃棄物処理計画の充実等	○「災害廃棄物処理計画」に基づき、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。	
③ごみ焼却施設の災害対応力の強化等	○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。 ○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。 ○処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。	
④災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。	
⑤災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、ボランティア支援本部を運営する本市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。	
⑥住宅・建築物の耐震化の促進等	○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
災害ごみ仮置場候補地	12.93ha	45.95ha	1
耐震診断・耐震改修の実施率	77.0%(2019年3月)	95%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害廃棄物処理計画	ごみ減量課	①,②
2	耐震診断・耐震改修の実施	愛知県建築課	⑥

国土強靱化地域計画別表

No.	リスクナンリオ・推進方針番号		交付金・補助金名	事業名	事業概要	取組指標	現状 値 R3.8月 時点	目標 値 R6年度 末時点	担当部署名
	リスクナンリオ	推進方針							
13	3-2	⑩	保育所等整備交付金	平坂保育園移転新築事業	老朽化が著しい施設の建替えを実施する。	私立保育園等の建設事業進捗率	0%	40%	子ども部 保育課
14	2-6	①		やすらぎ苑維持管理事業	遺体を適切に火葬する	愛知県火葬連協議会との連携率	100%	100%	市民部 市民課
15	1-1	①②⑤	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	文化会館大規模改修事業	非構造部材(吊り天井、外壁、パラペットの)の落下防止の改修	非構造部材(吊り天井、外壁、パラペットの)の改修率	0%	100%	交流共創部 観光文化振興課
16	1-1	②	学校施設環境改善交付金	総合体育館耐震改修事業	非構造部材(吊り天井)の落下防止の改修	非構造部材(吊り天井)の改修率	0%	100%	交流共創部 スポーツ振興課
17	2-7	①		西尾労働会館運営事業	雨漏り防止のため管理棟等施設の屋上防水改修工事を行う	屋上防水の改修率	0%	100%	産業部 商工振興課
18	6-3	⑤		浄化槽転機設置整備事業補助金	単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する	転換数	8基/年10基/年		環境部 環境保全課
19	8-1	③	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設)	広域ごみ処理施設整備事業	西尾市、岡崎市及び幸田町が計画している、岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設を整備する。	広域ごみ処理施設整備事業進捗率	0%	29%	環境部 環境業務課
20	2-5	②	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画街路整備事業 芥藤一色線(市道芥藤市子6号線)	道路改良事業 市道芥藤市子6号線 平成25年度～ 全体事業費1,510百万円	道路改良整備率	21%	70%	建設部 土木課
21	2-5	②	社会資本整備総合交付金(道路事業)	道路改良事業 市道平坂93号線	道路改良事業 市道平坂93号線 平成23年度～ 全体事業費321百万円	道路改良整備率	87%	100%	建設部 土木課
22	2-5	②	防災・安全交付金(道路事業)	道路改良事業 市道江原空町線	道路改良事業 市道江原空町線 平成27年度～ 全体事業費194百万円	道路改良整備率	49%	100%	建設部 土木課
23	2-5	②	防災・安全交付金(道路事業)	道路改良事業 市道池田野田1号線	道路改良事業 市道池田野田1号線 平成19年度～ 全体事業費382百万円	道路改良整備率	92%	100%	建設部 土木課
24	7-6	①		多面的機能支払交付金	多面的機能支払交付金実施要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要綱に基づき実施される農地維持や資源向上に取り組み地域活動への支援。	活動組織の設立	10組織	10組織	建設部 農地整備課
25	7-4	②		土地改良施設維持管理適正化事業	排水機場等の機能低下防止、機能回復等のための計画的な整備補修を行う。	排水機場等の整備施設数	2箇所	5箇所	建設部 農地整備課